



# 神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号  
 神戸市役所  
 編集兼印刷発行人 神戸市長  
 発行日 毎週火曜日

## 目次

種類	件名	所管部署	ページ
告示	道路法による道路の区域変更(市道 市道東須磨6号線)	建設局道路管理課	1
告示	道路法による道路の区域決定・供用開始(県営土地改良事業大沢地区2-1工区)	建設局道路管理課	2
告示	道路法による道路の廃止(県営土地改良事業大沢地区2-1工区の従前路線)	建設局道路管理課	3
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(県営土地改良事業大沢地区2-1工区)	建設局道路管理課	4
告示	道路法による道路の区域決定・供用開始(県営土地改良事業淡河地区(萩原野田工区))	建設局道路管理課	5
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(県営土地改良事業淡河地区(萩原野田工区))	建設局道路管理課	6
告示	道路法による道路の廃止(県営土地改良事業淡河地区(萩原野田工区)の従前路線)	建設局道路管理課	7
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道 長田楠日尾線)	建設局道路管理課	8
告示	道路法による道路の区域変更(県道神戸明石線)	建設局道路管理課	9
告示	介護保険法に基づく指定居宅サービス等事業者の指定	福祉局監査指導部	10
告示	介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定	福祉局監査指導部	22
告示	介護保険法に基づく指定居宅サービス等事業者の廃止	福祉局監査指導部	24
告示	介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者等の指定	福祉局監査指導部	30
告示	介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の廃止	福祉局監査指導部	31
告示	介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者等の廃止	福祉局監査指導部	33
告示	介護療養型医療施設の辞退	福祉局監査指導部	34
告示	生活保護法等による医療機関の指定	福祉局くらし支援課	35
告示	生活保護法等による指定医療機関の事業の廃止	福祉局くらし支援課	36
告示	生活保護法等による指定医療機関の名称等の変更	福祉局くらし支援課	37
告示	生活保護法等による介護機関の事業の指定	福祉局くらし支援課	38

令和6年4月30日 神戸市公報第3857号

種類	件名	所管部署	ページ
告示	生活保護法等による指定介護機関の名称等の変更	福祉局くらし支援課	39
告示	生活保護法等による施術者の指定	福祉局くらし支援課	40
告示	地縁による団体の認可についての告示事項の変更(南場自治会ほか)	地域協働局地域活性課	41
公告	農用地利用集積計画の決定	農業委員会事務局	46
公告	神戸農業振興地域整備計画の軽微な変更	経済観光局農政計画課	54
公告	大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出(ハーバーランド ダイヤニッセイビル)	経済観光局経済政策課	55
公告	大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出(高浜モザイク)	経済観光局経済政策課	63
公告	開発行為に関する工事の完了(北区西大池2丁目)	都市局都市計画課	67
水道局	水道局副局長等専決規程の一部を改正する規程	水道局経営企画課	68
人事委員会	管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	人事委員会事務局調査課	82
人事委員会	人事委員会委員長及び事務局長等専決規程の一部を改正する規程	人事委員会事務局任用課	84

神戸市告示第45号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和6年4月20日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和6年5月2日まで一般の縦覧に供する。

令和6年4月19日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	東須磨6号線	神戸市須磨区東町98番地先から 神戸市須磨区東町98番地先まで	新	578.60	最大 6.50 最小 5.00
			旧	578.60	最大 6.50 最小 5.00

神戸市告示第78号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように決定し、同条第2項の規定により、令和6年5月1日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和6年5月14日まで一般の縦覧に供する。

令和6年4月30日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	上大沢24号線	神戸市北区大沢町上大沢字久保之垣内2825番地先から 神戸市北区大沢町上大沢字堂之垣内2837番地先まで	61.90	最大 5.30 最小 5.00
	上大沢25号線	神戸市北区大沢町上大沢字梶谷垣内2913番地先から 神戸市北区大沢町上大沢字幸田2942番地先まで	197.00	最大 6.40 最小 4.60
	上大沢26号線	神戸市北区大沢町上大沢字皿池尻2899番地先から 神戸市北区大沢町上大沢字皿池口2881番地先まで	330.0	最大 6.80 最小 4.50
	上大沢27号線	神戸市北区大沢町上大沢字中家垣内2933番地先から 神戸市北区大沢町上大沢字中家垣内2932番地先まで	50.10	最大 8.78 最小 5.90
	上大沢28号線	神戸市北区大沢町上大沢字川向2960番地先から 神戸市北区大沢町上大沢字丸山2993番地先まで	331.20	最大 10.87 最小 4.50

神戸市告示第79号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条の規定により、市道路線を次のように廃止する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

令和6年4月30日

神戸市長 久 元 喜 造

廃止する市道路線

県営土地改良事業大沢地区第2-1工区内の従前の市道路線。ただし、宮坂線、上大沢中大沢線及び大沢里169号線を除く。

神戸市告示第80号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和6年5月1日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和6年5月14日まで一般の縦覧に供する。

令和6年4月30日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	大 沢 里 169 号 線	神戸市北区大沢町上大沢皿 池口2879番地先から 神戸市北区大沢町上大沢皿 池口2881番地先まで	新	47.10	最大 5.50 最小 5.50
			旧	47.10	最大 1.00 最小 1.00

神戸市告示第81号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように決定し、同条第2項の規定により、令和6年5月1日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和6年5月14日まで一般の縦覧に供する。

令和6年4月30日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	萩原20号線	神戸市北区淡河町萩原字野田103番地先から 神戸市北区淡河町萩原字野田23番1地先まで	535.20	最大 20.50 最小 4.40
	萩原21号線	神戸市北区淡河町萩原字野田1265番地先から 神戸市北区淡河町萩原字野田1272番地先まで	165.00	最大 10.70 最小 5.20
	萩原22号線	神戸市北区淡河町萩原字野田1301番地先から 神戸市北区淡河町萩原字野田1304番地先まで	337.10	最大 8.30 最小 4.30

神戸市告示第82号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和6年5月1日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和6年5月14日まで一般の縦覧に供する。

令和6年4月30日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	萩原宮脇線	神戸市北区淡河町萩原字野田1294地先から 神戸市北区淡河町萩原字野田1299番地先まで	新	112.70	最大 9.90 最小 4.60
			旧	112.70	最大 1.00 最小 1.00
市道	淡河里352号線	神戸市北区淡河町萩原字越前1275番地先から 神戸市北区淡河町萩原字野田40番地先まで	新	83.20	最大 6.20 最小 4.40
			旧	83.20	最大 2.60 最小 2.60
市道	淡河里372号線	神戸市北区淡河町萩原字野田1287番地先から 神戸市北区淡河町萩原字越前53番1地先まで	新	129.30	最大 8.30 最小 4.30
			旧	129.30	最大 1.00 最小 1.00



神戸市告示第83号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条の規定により、市道路線を次のように廃止する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

令和6年4月30日

神戸市長 久 元 喜 造

廃止する市道路線

県営土地改良事業淡河地区萩原野田工区内の従前の市道路線。ただし、萩原宮脇線、木津萩原線、淡河里352号線及び淡河里372号線を除く。

神戸市告示第84号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和6年5月1日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和6年5月14日まで一般の縦覧に供する。

令和6年4月30日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	長田楠日尾線	神戸市灘区王子町3丁目1番1地先から	新	121.00	最大 27.00 最小 27.00
		神戸市灘区王子町2丁目1番1地先まで	旧	121.00	最大 271.00 最小 27.00

神戸市告示第85号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和6年5月1日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和6年5月14日まで一般の縦覧に供する。

令和6年4月30日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
県道	神戸明石線	神戸市西区玉津町西河原字七反田6番6地先から 神戸市西区玉津町西河原字七反田6番6地先まで	新	14.40	最大 15.10 最小 15.00
			旧	14.40	最大 16.70 最小 16.20

神戸市告示第86号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文及び第53条第1項本文並びに第46条第1項本文及び第58条第1項本文の事業者の指定をしたので、同法第78条及び第115条の10並びに第85条及び第115条の30の規定により告示する。

令和6年4月30日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の法人名	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2860590567	訪問看護ステーション つむぐ	兵庫県神戸市兵庫区大同町2丁目5番12号	株式会社つむぎびと	兵庫県神戸市北区山田町小部字出坂山10-5 ハピネスプラザ北町107	令和6年4月1日	介護予防訪問看護
2860590567	訪問看護ステーション つむぐ	兵庫県神戸市兵庫区大同町2丁目5番12号	株式会社つむぎびと	兵庫県神戸市北区山田町小部字出坂山10-5 ハピネスプラザ北町107	令和6年4月1日	訪問看護
2860790084	北須磨訪問看護・リハビリセンター	兵庫県神戸市須磨区多井畑字地獄谷12-2-203	医療法人社団慈恵会	兵庫県神戸市須磨区磯馴町4-1-6	令和6年4月1日	介護予防支援
2860790399	訪問看護ステーション わをなす	兵庫県神戸市須磨区白川台2丁目44-6	株式会社モンキーポッド	兵庫県神戸市東灘区青木5丁目11番2-506号	令和6年4月1日	介護予防訪問看護

令和6年4月30日 神戸市公報第3857号

2860790399	訪問看護ステーションわをなす	兵庫県神戸市須磨区白川台2丁目44-6	株式会社モンキーポッド	兵庫県神戸市東灘区青木5丁目11番2-506号	令和6年4月1日	訪問看護
2860790407	ソエル訪問看護ステーション	兵庫県神戸市須磨区車字獅堀1056-5	株式会社ソエル	兵庫県神戸市須磨区北落合五丁目11番23号	令和6年4月1日	介護予防訪問看護
2860790407	ソエル訪問看護ステーション	兵庫県神戸市須磨区車字獅堀1056-5	株式会社ソエル	兵庫県神戸市須磨区北落合五丁目11番23号	令和6年4月1日	訪問看護
2860890520	訪問看護ステーションは一とふる神戸垂水	兵庫県神戸市垂水区北舞子7番35号	有限会社ハートフルケア	兵庫県川西市出在家町1番6号	令和6年4月1日	訪問看護
2860890538	AnyCare訪問看護ステーション	兵庫県神戸市垂水区神和台3丁目14-15	株式会社S&H	兵庫県神戸市垂水区名谷町湯屋谷2251	令和6年4月1日	介護予防訪問看護
2860890538	AnyCare訪問看護ステーション	兵庫県神戸市垂水区神和台3丁目14-15	株式会社S&H	兵庫県神戸市垂水区名谷町湯屋谷2251	令和6年4月1日	訪問看護
2860890546	訪問看護ステーションオレンジ神戸	兵庫県神戸市垂水区舞子台4丁目9番11号	社会福祉法人恵愛園	兵庫県西宮市山口町名来1076番地1	令和6年4月1日	介護予防訪問看護

令和6年4月30日 神戸市公報第3857号

2860890546	訪問看護ステーションオレンジ神戸	兵庫県神戸市垂水区舞子台4丁目9番11号	社会福祉法人恵愛園	兵庫県西宮市山口町名来1076番地1	令和6年4月1日	訪問看護
2865290643	訪問看護ステーション縁	兵庫県神戸市西区南別府1丁目5-40 グリーンマック101号	株式会社L I F I X	兵庫県神戸市垂水区小東台東8番地の16	令和6年4月1日	介護予防訪問看護
2865290643	訪問看護ステーション縁	兵庫県神戸市西区南別府1丁目5-40 グリーンマック101号	株式会社L I F I X	兵庫県神戸市垂水区小東台東8番地の16	令和6年4月1日	訪問看護
2865290650	訪問看護ステーションありす	兵庫県神戸市西区玉津町上池349番地の2	株式会社悠友	兵庫県神戸市西区玉津町上池349番地の2	令和6年4月1日	介護予防訪問看護
2865290650	訪問看護ステーションありす	兵庫県神戸市西区玉津町上池349番地の2	株式会社悠友	兵庫県神戸市西区玉津町上池349番地の2	令和6年4月1日	訪問看護
2870100043	特定非営利活動法人神戸ライフ・ケア協会	兵庫県神戸市東灘区御影中町2丁目3番23-201号	特定非営利活動法人神戸ライフ・ケア協会	兵庫県神戸市東灘区御影中町2丁目3-23-107	令和6年4月1日	介護予防支援
2870100068	住吉高齢者生活支援センター	兵庫県神戸市東灘区住吉本町3丁目7番41号	社会福祉法人神戸老人ホーム	兵庫県神戸市東灘区住吉本町3丁目7番41号	令和6年4月1日	介護予防支援

2870101348	友愛高齢者生活支援センター	兵庫県神戸市東灘区鴨子ケ原2丁目14-17	社会福祉法人神戸老人ホーム	兵庫県神戸市東灘区住吉本町3丁目7番41号	令和6年4月1日	介護予防支援
2870102502	あおぞらケアプランセンター	兵庫県神戸市東灘区森南町1-5-1セルバ甲南山手3階	株式会社RL	兵庫県神戸市東灘区森南町1丁目12-13	令和6年4月1日	介護予防支援
2870103468	ティンカベル居宅介護支援事業所	兵庫県神戸市東灘区田中町3丁目10番24号ハイムポワール101号	株式会社TinkerBell	兵庫県神戸市東灘区田中町3丁目10番24号ハイムポワール101号	令和6年4月1日	介護予防支援
2870200066	田中医院指定居宅介護支援事業所かりん	兵庫県神戸市灘区倉石通4-1-24	医療法人社団 田中医院	兵庫県神戸市灘区倉石通4-1-24	令和6年4月1日	介護予防支援
2870202757	愛のきケアプランセンター	兵庫県神戸市灘区新在家南町4丁目11-10	有限会社梅河	兵庫県神戸市灘区新在家南町4丁目11-10	令和6年4月1日	介護予防支援
2870203128	トラストグレイス御影ケアプランセンター	兵庫県神戸市灘区土山町16-1	株式会社ハイメディック	東京都渋谷区代々木4丁目36番19号	令和6年4月1日	介護予防支援
2870500085	高齢者生協ケアステーションひらの	兵庫県神戸市兵庫区下三条町8-20	兵庫県高齢者生活協同組合	兵庫県神戸市長田区大橋町9丁目4-6	令和6年4月1日	介護予防支援

令和6年4月30日 神戸市公報第3857号

2870502776	アーチ居宅 介護支援事 業所 大開	兵庫県神戸 市兵庫区大 開通5丁目 2-22 シ ーナ神戸大 開ビル	株式会社シ ーナ	兵庫県神戸 市中央区中 町通2丁目 1-18 JR 神戸駅NNビ ル6階	令和6年4 月1日	介護予防支 援
2870503170	株式会社ベ ストウエル ベストケア 神戸営業所	兵庫県神戸 市兵庫区荒 田町2丁目 7-13	株式会社ベ ストウエル	兵庫県神戸 市兵庫区荒 田町2丁目 7-13	令和6年4 月1日	介護予防支 援
2870503717	真愛あたら 居宅介護支 援事業所	兵庫県神戸 市兵庫区荒 田町3丁目 47番1号	社会福祉法 人イエス団	兵庫県神戸 市中央区吾 妻通5丁目 2-20	令和6年4 月1日	介護予防支 援
2870503725	ぷらむケア プランニン グ	兵庫県神戸 市兵庫区駅 前通4-1 -32	株式会社 SNOW PLUM	兵庫県神戸 市兵庫区駅 前通4-1 -32	令和6年4 月1日	介護予防支 援
2870600042	高齢者ケア センターな がた	兵庫県神戸 市長田区北 町3丁目3	社会福祉法 人神戸福生 会	兵庫県神戸 市兵庫区里 山町1-48	令和6年4 月1日	介護予防支 援
2870600109	さるびあケ アプランセ ンター	兵庫県神戸 市長田区若 松町4丁目 2番15号 ピフレ新長 田2階	社会福祉法 人神戸市社 会福祉協議 会	兵庫県神戸 市中央区磯 上通3丁目 1-32 こう べ市民福祉 交流センタ ー4階	令和6年4 月1日	介護予防支 援
2870600117	長田愛の園 居宅介護支 援センター	兵庫県神戸 市長田区大 塚町5丁目 1番7号	社会福祉法 人ぶどうの 枝福祉会	兵庫県神戸 市須磨区妙 法寺字野路 山1053	令和6年4 月1日	介護予防支 援



令和6年4月30日 神戸市公報第3857号

2870603178	池田宮川居宅介護支援事業所	兵庫県神戸市長田区長田町7丁目2-4	社会福祉法人神戸福生会	兵庫県神戸市兵庫区里山町1-48	令和6年4月1日	介護予防支援
2870603798	介護センターきょうどう	兵庫県神戸市長田区腕塚町2丁目2番10号3階	神戸医療生活協同組合	兵庫県神戸市長田区腕塚町2丁目2番10号	令和6年4月1日	介護予防支援
2870603871	カレント訪問介護サービス	兵庫県神戸市長田区御船通四丁目3	合同会社カレント訪問介護サービス	兵庫県神戸市長田区御船通四丁目8番地の1ルネタウン御船707号	令和6年4月1日	訪問介護
2870700040	あいハート須磨	兵庫県神戸市須磨区松風町4丁目2-26	社会福祉法人全電通近畿社会福祉事業団	大阪府大阪市福島区福島3丁目1番73号	令和6年4月1日	介護予防支援
2870700057	名谷愛の園居宅介護支援センター	兵庫県神戸市須磨区北落合1丁目4-36 白川コーポ 214	社会福祉法人ぶどうの枝福祉会	兵庫県神戸市須磨区妙法寺字野路山1053	令和6年4月1日	介護予防支援
2870700065	こすもすケアプランセンター	兵庫県神戸市須磨区大田町7丁目3-15	社会福祉法人神戸市社会福祉協議会	兵庫県神戸市中央区磯上通3丁目1-32 こうべ市民福祉交流センター4階	令和6年4月1日	介護予防支援
2870700164	神港園白川ケアプランセンター	兵庫県神戸市須磨区白川台1丁目34-3	社会福祉法人神港園	兵庫県神戸市西区神出町東1188-345	令和6年4月1日	介護予防支援

令和6年4月30日 神戸市公報第3857号

2870700701	ライフパートナー	兵庫県神戸市須磨区平田町1-3-1	株式会社ライフパートナー	兵庫県神戸市須磨区平田町1-3-1	令和6年4月1日	介護予防支援
2870701931	MEINHAUS ケアプラン	兵庫県神戸市須磨区大手町6-2-11	医療法人社団思葉会	兵庫県神戸市須磨区大田町2丁目3-7	令和6年4月1日	介護予防支援
2870701949	妙法寺愛の園居宅介護支援センター	兵庫県神戸市須磨区妙法寺辻298	社会福祉法人ぶどうの枝福祉会	兵庫県神戸市須磨区妙法寺字野路山1053	令和6年4月1日	介護予防支援
2870703184	ケアプランセンター汐風	兵庫県神戸市須磨区須磨浦通5丁目4番20号	合同会社ゆずは	兵庫県神戸市須磨区須磨浦通5丁目4番20号	令和6年4月1日	介護予防支援
2870703630	りょうがケアプランセンター	兵庫県神戸市須磨区東町2-2-17	社会福祉法人三桂会	兵庫県神戸市垂水区名谷町1547番1	令和6年4月1日	居宅介護支援
2870800014	オービーホームケアプランセンター	兵庫県神戸市垂水区名谷町字猿倉273-7	社会福祉法人丸	兵庫県神戸市垂水区名谷町字猿倉273-7	令和6年4月1日	介護予防支援
2870800311	居宅介護支援事業所ふるさと	兵庫県神戸市垂水区塩屋町6丁目38-8	社会福祉法人絆福祉会	兵庫県神戸市垂水区塩屋町6丁目38-8	令和6年4月1日	介護予防支援

令和6年4月30日 神戸市公報第3857号

2870801327	株式会社ベストウエル ベストケア 垂水営業所	兵庫県神戸市垂水区学が丘4丁目 22-33	株式会社ベストウエル	兵庫県神戸市兵庫区荒田町2丁目 7-13	令和6年4月1日	介護予防支援
2870801913	垂水在宅福祉センター	兵庫県神戸市垂水区平磯1-2-5 垂水年金会館2階	社会福祉法人丸	兵庫県神戸市垂水区名谷町字猿倉 273-7	令和6年4月1日	介護予防支援
2870804495	ケアプランセンターHARU	兵庫県神戸市垂水区平磯4丁目3番21号フェニックスK 2-402	合同会社HARU management group	兵庫県神戸市垂水区つじが丘5丁目2番地の15	令和6年4月1日	介護予防支援
2870804594	居宅介護支援事業所ふるさとmine	兵庫県神戸市垂水区青山台4-7-14	社会福祉法人絆福祉会	兵庫県神戸市垂水区塩屋町6丁目 38-8	令和6年4月1日	介護予防支援
2870804727	居宅介護支援 まにまに	兵庫県神戸市垂水区霞ヶ丘2-4-1 霞ヶ丘マンション 106号	合同会社エムケーコーポレーション	兵庫県神戸市垂水区潮見が丘1丁目5番26号	令和6年4月1日	居宅介護支援
2870804735	訪問介護 まにまに	兵庫県神戸市垂水区霞ヶ丘2-4-1 霞ヶ丘マンション 106号	合同会社エムケーコーポレーション	兵庫県神戸市垂水区潮見が丘1-5-26	令和6年4月1日	訪問介護

2870804743	八千代ケア サポート株 式会社 神 戸店	兵庫県神戸 市垂水区舞 子台2丁目 5-38 ガー デンスクエ ア舞子102 号	八千代ケア サポート株 式会社	兵庫県丹波 市柏原町柏 原1393-2	令和6年4 月1日	介護予防福 祉用具貸与
2870804743	八千代ケア サポート株 式会社 神 戸店	兵庫県神戸 市垂水区舞 子台2丁目 5-38 ガー デンスクエ ア舞子102 号	八千代ケア サポート株 式会社	兵庫県丹波 市柏原町柏 原1393-2	令和6年4 月1日	特定介護予 防福祉用具 販売
2870804743	八千代ケア サポート株 式会社 神 戸店	兵庫県神戸 市垂水区舞 子台2丁目 5-38 ガー デンスクエ ア舞子102 号	八千代ケア サポート株 式会社	兵庫県丹波 市柏原町柏 原1393-2	令和6年4 月1日	特定福祉用 具販売
2870804743	八千代ケア サポート株 式会社 神 戸店	兵庫県神戸 市垂水区舞 子台2丁目 5-38 ガー デンスクエ ア舞子102 号	八千代ケア サポート株 式会社	兵庫県丹波 市柏原町柏 原1393-2	令和6年4 月1日	福祉用具貸 与
2875000149	すずらんケ アプランセ ンター	兵庫県神戸 市北区鈴蘭 台西町1丁 目26-2	社会福祉法 人神戸市社 会福祉協議 会	兵庫県神戸 市中央区磯 上通3丁目 1-32 こう べ市民福祉 交流センタ ー4階	令和6年4 月1日	介護予防支 援
2875002038	医療法人社 団六心会指 定居宅介護 支援事業所 ケアメイト 神戸	兵庫県神戸 市北区鹿の 子台北町8 丁目11番1 号	医療法人社 団六心会	兵庫県神戸 市北区道場 町日下部字 中ノゴウ 1788番地	令和6年4 月1日	介護予防支 援

令和6年4月30日 神戸市公報第3857号

2875003127	ケアプラン 笑楽 岡場	兵庫県神戸 市北区藤原 台中町1丁 目2番2号 エコーリ ラ1F	株式会社ビ オネスト	兵庫県神戸 市中央区御 幸通二丁目 1番6号	令和6年4 月1日	介護予防支 援
2875003358	社会医療法 人 寿栄会 ありまこ うげん居宅 介護支援事 業所	兵庫県神戸 市北区長尾 町上津 4663 番地の3	社会医療法 人 寿栄会	兵庫県神戸 市北区長尾 町上津 4663-3	令和6年4 月1日	介護予防支 援
2875003747	居宅介護支 援事業所い こり	兵庫県神戸 市北区星和 台5丁目7 -70	株式会社ク リエーショ ン介護	兵庫県神戸 市中央区布 引町2丁目 1-7	令和6年4 月1日	介護予防支 援
2875004323	C a r e S t a t i o n マザ ーリーフ	兵庫県神戸 市北区有野 町有野 944- 2	一般社団法 人マザーリ ーフ	兵庫県神戸 市北区有野 町有野 944- 2	令和6年4 月1日	訪問介護
2875100063	神戸高齢者 ケアセンタ ー真愛	兵庫県神戸 市中央区日 暮通5丁目 5-8神戸 高齢者総合 ケアセンタ ー1F	社会福祉法 人イエス団	兵庫県神戸 市中央区吾 妻通5丁目 2-20	令和6年4 月1日	介護予防支 援
2875100303	東川崎高齢 者ケアセン ター真愛	兵庫県神戸 市中央区東 川崎町7- 4-3	社会福祉法 人イエス団	兵庫県神戸 市中央区吾 妻通5丁目 2-20	令和6年4 月1日	介護予防支 援

令和6年4月30日 神戸市公報第3857号

2875101038	山手さくら苑	兵庫県神戸市中央区下山手通7丁目1-16	社会福祉法人神戸中央福祉会	兵庫県神戸市中央区下山手通7丁目1-16	令和6年4月1日	介護予防支援
2875104198	さくら福祉ケアセンター	兵庫県神戸市中央区上筒井通2-1-1-101	株式会社さくら福祉カレッジ	兵庫県神戸市中央区籠池通3丁目1番27号	令和6年4月1日	介護予防支援
2875104503	トレーニング・デイサービス ブルーム蓄神戸駅前	兵庫県神戸市中央区中町通2丁目2番5号ローレル神戸駅前101	株式会社 Steps	兵庫県神戸市兵庫区西上橋通1丁目1番23号ヴィラ神戸Ⅱ101号室	令和6年4月1日	通所介護
2875200038	指定居宅介護支援事業所 サンホーム神戸西	兵庫県神戸市西区平野町印路887-8	社会福祉法人神戸日の出	兵庫県神戸市西区平野町印路字下四ッ塚887-8	令和6年4月1日	介護予防支援
2875200061	永栄園居宅介護支援事業所	兵庫県神戸市西区伊川谷町長坂800	社会福祉法人神戸福生会	兵庫県神戸市兵庫区里山町1-48	令和6年4月1日	介護予防支援
2875200129	なでしこケアセンター	兵庫県神戸市西区春日台5丁目174-10	社会福祉法人神戸市社会福祉協議会	兵庫県神戸市中央区磯上通3丁目1-32 こうべ市民福祉交流センター4階	令和6年4月1日	介護予防支援
2875200194	グリーンホームはくあい	兵庫県神戸市西区北山台3丁目1-1	医療法人博愛会	兵庫県神戸市西区北山台3丁目1番1号	令和6年4月1日	介護予防支援

令和6年4月30日 神戸市公報第3857号

2875203131	居宅介護支援事業所ふるさと有瀬	兵庫県神戸市西区伊川谷町有瀬 31-1 フ アルファー ラ伊川谷 205	社会福祉法人絆福祉会	兵庫県神戸市垂水区塩屋町6丁目 38-8	令和6年4月1日	介護予防支援
2875203438	学園都市居宅介護支援事業所	兵庫県神戸市西区学園西町1丁目 4番地キャンパススクエア東館1F	社会福祉法人神戸福生会	兵庫県神戸市兵庫区里山町1-48	令和6年4月1日	介護予防支援
2875205375	あいの実ケアプランニング	兵庫県神戸市西区井吹台西町5丁目28-5	SHIRO CARE 合同会社	兵庫県神戸市西区井吹台西町5丁目28番地の5	令和6年4月1日	居宅介護支援
2875205383	株式会社星医療酸器西神戸営業所	兵庫県神戸市西区伊川谷町潤和字近角770-3	株式会社星医療酸器	東京都足立区入谷7-11-18	令和6年4月1日	福祉用具貸与
2875205391	デイサービスセンターりんご	兵庫県神戸市西区月が丘五丁目1番13号	株式会社 P o m m e	兵庫県神戸市西区月が丘五丁目1番13号	令和6年4月1日	通所介護

神戸市告示第87号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の5第1項の事業者の指定をしたので、神戸市介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス・介護予防通所サービス事業者の指定に関する要綱第10条第1号の規定により告示する。

令和6年4月30日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の法人名	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2870603871	カレント訪問介護サービス	兵庫県神戸市長田区御船通四丁目3	合同会社カレント訪問介護サービス	兵庫県神戸市長田区御船通四丁目8番地の1ルネタウン御船707号	令和6年4月1日	介護予防訪問サービス
2870804735	訪問介護まにまに	兵庫県神戸市垂水区霞ヶ丘2-4-1霞ヶ丘マンション106号	合同会社エムケーコーポレーション	兵庫県神戸市垂水区潮見が丘1-5-26	令和6年4月1日	介護予防訪問サービス
2875004323	Care Station マザーリーフ	兵庫県神戸市北区有野町有野944-2	一般社団法人マザーリーフ	兵庫県神戸市北区有野町有野944-2	令和6年4月1日	介護予防訪問サービス
2875004323	Care Station マザーリーフ	兵庫県神戸市北区有野町有野944-2	一般社団法人マザーリーフ	兵庫県神戸市北区有野町有野944-2	令和6年4月1日	生活支援訪問サービス
2875104503	トレーニング・デイサービス ブルーム蓄神戸駅前	兵庫県神戸市中央区中町通2丁目2番5号ローレル神戸駅前101	株式会社 Steps	兵庫県神戸市兵庫区西上橋通1丁目1番23号ヴィラ神戸II101号室	令和6年4月1日	介護予防通所サービス



令和6年4月30日 神戸市公報第3857号

2875205391	デイサービスセンターりんご	兵庫県神戸市西区月が丘五丁目1番13号	株式会社 P o m m e	兵庫県神戸市西区月が丘五丁目1番13号	令和6年4月1日	介護予防通所サービス
2890800697	A n y C a r e 垂水リハビリ特化型デイサービス	兵庫県神戸市垂水区川原3丁目1-9	株式会社 S & H	兵庫県神戸市垂水区名谷町湯屋谷2251	令和6年4月1日	介護予防通所サービス
28A0500021	B E - M o v e	兵庫県神戸市兵庫区駅前通2-1-29 ローレルハイツ神戸2号棟132号	合同会社 L G S	兵庫県神戸市東灘区住吉宮町2-14-3	令和6年4月1日	介護予防通所サービス
2871001141	訪問介護ちやいむ	兵庫県芦屋市南宮町7-6-304	株式会社ループ芦屋	兵庫県芦屋市南宮町7-6-304	令和6年4月1日	介護予防訪問サービス

神戸市告示第88号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第82条第2項並びに第115条の5第2項及び第115条の25第2項の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、同法第78条第2号及び第85条第2号並びに第115条の10第2号及び第115条の30第2号の規定により告示する。

令和6年4月30日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	申請者名称	申請者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービス種類
2860290242	うみのほし訪問看護ステーション	兵庫県神戸市灘区篠原北町四丁目15番16号	社会福祉法人神戸海星会	兵庫県神戸市灘区篠原北町三丁目11番15号	令和6年3月31日	介護予防訪問看護
2860290242	うみのほし訪問看護ステーション	兵庫県神戸市灘区篠原北町四丁目15番16号	社会福祉法人神戸海星会	兵庫県神戸市灘区篠原北町三丁目11番15号	令和6年3月31日	訪問看護
2860790266	Y U A I 訪問看護ステーション	兵庫県神戸市須磨区友が丘4丁目1-101 D 1棟 215号	社会福祉法人 北須磨保育センター	兵庫県神戸市須磨区友が丘3-107	令和6年3月31日	介護予防訪問看護
2860790266	Y U A I 訪問看護ステーション	兵庫県神戸市須磨区友が丘4丁目1-101 D 1棟 215号	社会福祉法人 北須磨保育センター	兵庫県神戸市須磨区友が丘3-107	令和6年3月31日	訪問看護
2860790340	訪問看護ステーション38	兵庫県神戸市須磨区須磨浦通4丁目8番6号	合同会社1921	兵庫県神戸市須磨区須磨浦通4丁目8番6号	令和6年3月31日	介護予防訪問看護

令和6年4月30日 神戸市公報第3857号

2860790340	訪問看護ステーション 38	兵庫県神戸市須磨区須磨浦通4丁目8番6号	合同会社 1921	兵庫県神戸市須磨区須磨浦通4丁目8番6号	令和6年3月31日	訪問看護
2865290098	訪問看護ステーション にじ	兵庫県神戸市西区前開南町1丁目19番6	神戸医療生活協同組合	兵庫県神戸市長田区腕塚町2丁目2-10	令和6年3月31日	介護予防訪問看護
2865290098	訪問看護ステーション にじ	兵庫県神戸市西区前開南町1丁目19番6	神戸医療生活協同組合	兵庫県神戸市長田区腕塚町2丁目2-10	令和6年3月31日	訪問看護
2870101447	ケアプランセンター東神戸	兵庫県神戸市東灘区住吉本町2丁目19番1号	医療法人神戸健康共和会	兵庫県神戸市東灘区住吉本町二丁目19番3号	令和6年3月31日	介護予防福祉用具貸与
2870101447	ケアプランセンター東神戸	兵庫県神戸市東灘区住吉本町2丁目19番1号	医療法人神戸健康共和会	兵庫県神戸市東灘区住吉本町二丁目19番3号	令和6年3月31日	特定介護予防福祉用具販売
2870101447	ケアプランセンター東神戸	兵庫県神戸市東灘区住吉本町2丁目19番1号	医療法人神戸健康共和会	兵庫県神戸市東灘区住吉本町二丁目19番3号	令和6年3月31日	特定福祉用具販売
2870101447	ケアプランセンター東神戸	兵庫県神戸市東灘区住吉本町2丁目19番1号	医療法人神戸健康共和会	兵庫県神戸市東灘区住吉本町二丁目19番3号	令和6年3月31日	福祉用具貸与

令和6年4月30日 神戸市公報第3857号

2870200637	リンク在宅サービス	兵庫県神戸市灘区鹿ノ下通3丁目1-1 インテリアハシモトビル1F	株式会社ライフリンク	兵庫県神戸市灘区鹿ノ下通3丁目1-1 インテリアハシモトビル1F	令和6年3月31日	介護予防福祉用具貸与
2870200637	リンク在宅サービス	兵庫県神戸市灘区鹿ノ下通3丁目1-1 インテリアハシモトビル1F	株式会社ライフリンク	兵庫県神戸市灘区鹿ノ下通3丁目1-1 インテリアハシモトビル1F	令和6年3月31日	特定介護予防福祉用具販売
2870202989	さんさん居宅介護支援事業所	兵庫県神戸市灘区城内通4丁目4番2号 1階東	株式会社菩提樹	兵庫県神戸市灘区城内通4丁目4番2号	令和6年3月31日	居宅介護支援
2870602436	アースサポート神戸長田	兵庫県神戸市長田区松野通3丁目7-21	アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町1-4-14	令和6年3月31日	訪問介護
2870603111	医療法人社団十善会野瀬通所介護施設りあん	兵庫県神戸市長田区久保町3丁目9番1号	医療法人社団十善会	兵庫県神戸市長田区二葉町5丁目1番21	令和6年3月31日	通所介護
2870802408	訪問介護まにまに	兵庫県神戸市垂水区霞ヶ丘2丁目4番1号霞ヶ丘マンション106	合同会社カルティベィティング	兵庫県神戸市垂水区霞ヶ丘2丁目4番1号霞ヶ丘マンション106	令和6年3月31日	訪問介護

令和6年4月30日 神戸市公報第3857号

2870803026	居宅介護支援 まにまに	兵庫県神戸市垂水区霞ヶ丘2丁目4番1号霞ヶ丘マンション106号室	合同会社カルティベィティング	兵庫県神戸市垂水区霞ヶ丘2丁目4番1号霞ヶ丘マンション106号室	令和6年3月31日	居宅介護支援
2870803380	オアシス向陽 デイサービスセンター	兵庫県神戸市垂水区向陽3丁目1-27	社会福祉法人ジェイエイ兵庫六甲福祉会	兵庫県伊丹市中央4丁目5番6号	令和6年3月31日	通所介護
2875001261	ベリーサブライ北鈴	兵庫県神戸市北区甲栄台1-2-1 喜晃ビル2F	コウダイケアサービス株式会社	兵庫県神戸市中央区八幡通3丁目1番14号サンシポートビル3F	令和6年3月31日	特定介護予防福祉用具販売
2875001261	ベリーサブライ北鈴	兵庫県神戸市北区甲栄台1-2-1 喜晃ビル2F	コウダイケアサービス株式会社	兵庫県神戸市中央区八幡通3丁目1番14号サンシポートビル3F	令和6年3月31日	特定福祉用具販売
2875001832	陽光介護企業組合ケアセンターひよどり	兵庫県神戸市北区ひよどり台2丁目1-2	陽光介護企業組合	兵庫県神戸市北区ひよどり台2丁目1-2	令和6年3月31日	居宅介護支援
2875001931	セントケア有野	兵庫県神戸市北区有野町有野927 北神第一ビル2階201	セントケア西日本株式会社	兵庫県神戸市中央区多聞通2丁目4-4ブックローン神戸ビル西館9階	令和6年3月31日	訪問介護

令和6年4月30日 神戸市公報第3857号

2875003788	ケアプラン オフィス オリーブ	兵庫県神戸 市北区鹿の 子台北町7 丁目11番 11号	株式会社 F u n L i f e	兵庫県神戸 市北区鹿の 子台北町7 丁目11番 11号	令和6年3 月31日	居宅介護支 援
2875004240	土屋訪問介 護事業所 神戸北セン ター	兵庫県神戸 市北区鹿の 子台北町4 丁目22-11 スマイルⅢ 番館2号室	合同会社ホ ームケアp o n o	兵庫県三田 市上井沢 189番地8	令和6年3 月31日	訪問介護
2875101368	医療法人社 団杏園舎小 沢医院そよ 樹	兵庫県神戸 市中央区中 山手通7丁 目23-7	医療法人社 団杏園舎小 沢医院	兵庫県神戸 市中央区中 山手通7丁 目23-16	令和6年3 月31日	居宅介護支 援
2875200145	ケアサー ビス西神指 定居宅介護 支援事業所	兵庫県神戸 市西区押部 谷町福住 502番地の 1	有限会社ケ アサービ ス西神	兵庫県神戸 市西区押部 谷町福住 502番地の 1押部谷ハ イツ	令和6年3 月31日	居宅介護支 援
2875201374	株式会社あ っと・はん ど	兵庫県神戸 市西区押部 谷町木津5 -3	株式会社あ っと・はん ど	兵庫県神戸 市西区押部 谷町木津5 -3	令和6年3 月31日	特定介護予 防福祉用具 販売
2875201374	株式会社あ っと・はん ど	兵庫県神戸 市西区押部 谷町木津5 -3	株式会社あ っと・はん ど	兵庫県神戸 市西区押部 谷町木津5 -3	令和6年3 月31日	特定福祉用 具販売
2875201945	株式会社星 医療酸器関 西西神戸営 業所	兵庫県神戸 市西区伊川 谷町潤和字 近角770-3	株式会社星 医療酸器関 西	大阪府交野 市私部西5 丁目32-25	令和6年3 月31日	福祉用具貸 与

令和6年4月30日 神戸市公報第3857号

2875203404	デイサービスセンターりんご	兵庫県神戸市西区月が丘5丁目1-13	株式会社落合組	兵庫県神戸市須磨区北落合4丁目38-2	令和6年3月31日	通所介護
2875204261	ひらの居宅介護支援事業所	兵庫県神戸市西区平野町向井93番地の1	有限会社ひらの	兵庫県神戸市西区平野町向井93番地の1	令和6年3月31日	居宅介護支援

神戸市告示第89号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項及び第54条の2第1項本文の事業者の指定をしたので、同法第78条の11及び第115条の20の規定により告示する。

令和6年4月30日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の法人名	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2870803380	オアシス向陽 デイサービスセンター	兵庫県神戸市垂水区向陽3丁目1-27	社会福祉法人ジェイエイ兵庫六甲福祉会	兵庫県伊丹市中央4丁目5番6号	令和6年4月1日	地域密着型通所介護
2890700376	オービーホーム須磨 定期巡回	兵庫県神戸市須磨区白川台3丁目61-2-403	社会福祉法人丸	兵庫県神戸市垂水区名谷町字猿倉273-7	令和6年4月1日	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
2890800689	定期巡回ステーション ハートフル 神戸垂水	兵庫県神戸市垂水区北舞子4丁目7番35号	有限会社ハートフルケア	兵庫県川西市出在家町1番6号	令和6年4月1日	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
2890800697	A n y C a r e 垂水リハビリ特化型デイサービス	兵庫県神戸市垂水区川原3丁目1-9	株式会社 S & H	兵庫県神戸市垂水区名谷町湯屋谷2251	令和6年4月1日	地域密着型通所介護



神戸市告示第90号

次の事業者について、介護保険法施行規則第140条の62の3第2項第4号の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、神戸市介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス・介護予防通所サービス事業者の指定に関する要綱第10条第2号の規定により告示する。

令和6年4月30日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	申請者名称	申請者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービス種類
2870103039	やすらぎデイサービスつどい	兵庫県神戸市東灘区本山南町5丁目1-10 アビリティ岡本南101	株式会社ウイステリアス	兵庫県神戸市東灘区本山南町5丁目1-10 アビリティ岡本南101	令和6年3月31日	介護予防通所サービス
2870602436	アースサポート神戸長田	兵庫県神戸市長田区松野通3丁目7-21	アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町1-4-14	令和6年3月31日	介護予防訪問サービス
2870602436	アースサポート神戸長田	兵庫県神戸市長田区松野通3丁目7-21	アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町1-4-14	令和6年3月31日	生活支援訪問サービス
2870602600	アシストケアクラブ鷹取	兵庫県神戸市長田区若松町11丁目5-17 グレース若松107	合同会社ケア・リターン	兵庫県神戸市須磨区妙法寺字口中ノ山858番地の43	令和6年3月31日	介護予防通所サービス
2870603111	医療法人社団十善会野瀬通所介護施設りあん	兵庫県神戸市長田区久保町3丁目9番1号	医療法人社団十善会	兵庫県神戸市長田区二葉町5丁目1番21	令和6年3月31日	介護予防通所サービス

2870802408	訪問介護まにまに	兵庫県神戸市垂水区霞ヶ丘2丁目4番1号霞ヶ丘マンション106	合同会社カルティベィティング	兵庫県神戸市垂水区霞ヶ丘2丁目4番1号霞ヶ丘マンション106	令和6年3月31日	介護予防訪問サービス
2875101368	医療法人社団杏園舎小沢医院そよ樹	兵庫県神戸市中央区中山手通7丁目23-7	医療法人社団杏園舎小沢医院	兵庫県神戸市中央区中山手通7丁目23-16	令和6年3月31日	介護予防通所サービス
2875203404	デイサービスセンターりんご	兵庫県神戸市西区月が丘5丁目1-13	株式会社落合組	兵庫県神戸市須磨区北落合4丁目38-2	令和6年3月31日	介護予防通所サービス
2872002965	松が丘すみれ園デイサービスセンター	兵庫県明石市松が丘北町1074-1	社会福祉法人すみれ福祉会	兵庫県明石市松が丘北町1074-1	令和6年3月31日	介護予防通所サービス
2872003328	ヘルパーステーションラビット	兵庫県明石市東人丸町2-25-2F	株式会社OFFICE M'S	兵庫県明石市東人丸町2-25-2F	令和6年3月31日	介護予防訪問サービス
2872003682	デイサービスセンターハートライフ大久保南	兵庫県明石市大久保町大久保町1315番地	株式会社ハートケア	兵庫県神戸市西区白水2丁目12番20号	令和6年3月31日	介護予防通所サービス
2874004191	訪問介護事業所和楽園	兵庫県姫路市飾西728-3	社会福祉法人夢和福祉会	兵庫県姫路市飾西728-3	令和6年3月31日	介護予防訪問サービス

神戸市告示第91号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、同法第78条の11第2号及び第115条の20第2号の規定により告示する。

令和6年4月30日

神戸市長 久 元 喜 造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	申請者名称	申請者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービス種類
2870103039	やすらぎデイサービスつどい	兵庫県神戸市東灘区本山南町5丁目1-10 アビリティ岡本南101	株式会社ウイステリアス	兵庫県神戸市東灘区本山南町5丁目1-10 アビリティ岡本南101	令和6年3月31日	地域密着型通所介護
2870602600	アシストケアクラブ鷹取	兵庫県神戸市長田区若松町11丁目5-17 グレース若松107	合同会社ケア・リターン	兵庫県神戸市須磨区妙法寺字口中ノ山858番地の43	令和6年3月31日	地域密着型通所介護
2875101368	医療法人社団杏園舎小沢医院そよ樹	兵庫県神戸市中央区中山手通7丁目23-7	医療法人社団杏園舎小沢医院	兵庫県神戸市中央区中山手通7丁目23-16	令和6年3月31日	地域密着型通所介護
2890700095	小規模多機能型居宅介護 花ちとせ	兵庫県神戸市須磨区千歳町4-3-30	医療法人社団中野泌尿器科	兵庫県神戸市須磨区戎町3-1-24	令和6年3月31日	介護予防小規模多機能型居宅介護
2890700095	小規模多機能型居宅介護 花ちとせ	兵庫県神戸市須磨区千歳町4-3-30	医療法人社団中野泌尿器科	兵庫県神戸市須磨区戎町3-1-24	令和6年3月31日	小規模多機能型居宅介護

神戸市告示第92号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定に基づいて指定を辞退する旨の届出があったため、同法第115条の規定により告示する。

令和6年4月30日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	申請者名称	申請者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービス種類
2815001769	西クリニック	兵庫県神戸市北区西大池1丁目3-22	医療法人社団西クリニック	兵庫県神戸市北区西大池1丁目3番22号	令和6年3月31日	介護療養型医療施設

神戸市告示第93号

次の医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年4月30日

神戸市長 久 元 喜 造

名称	所在地	指定年月日
医療法人社団 こうべ医 信会 Mデンタルクリニ ック	神戸市兵庫区東山町3丁目1番8号	令和6年4月1日
花ノ木訪問看護ステーシ ョン	神戸市須磨区高倉台4丁目2番10号	令和6年3月1日
訪問看護ステーション つむぐ	神戸市兵庫区大同町2丁目5番12号	令和6年4月1日
COCOグレイージュ六甲	神戸市灘区神前町2丁目2番6号	令和6年3月1日
訪問看護ステーションあ りす	神戸市西区玉津町上池349番地の2	令和6年4月1日
訪問看護ステーション わをなす	神戸市須磨区白川台2丁目44番6号	令和6年4月1日
ソエル訪問看護ステーシ ョン	神戸市須磨区車字獅堀1056番地5	令和6年4月1日

# 令和6年4月30日 神戸市公報第3857号

神戸市告示第94号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年4月30日

神戸市長 久 元 喜 造

名称	所在地	廃止年月日
細見皮ふ科	神戸市垂水区西舞子2丁目1番41号	令和6年3月31日
前田整形外科	神戸市垂水区つつじが丘4丁目8番1号	令和6年3月31日
湊川公園歯科クリニック	神戸市兵庫区東山3丁目1番8号	令和6年3月31日

# 令和6年4月30日 神戸市公報第3857号

神戸市告示第95号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年4月30日

神戸市長 久 元 喜 造

名称	所在地	変更年月日
(新)湊の杜病院  (旧)彦坂病院	神戸市兵庫区西多聞通1丁目1番21号	令和6年4月1日
(新)かず内科クリニック  (旧)医療法人社団江草クリニック	神戸市垂水区東垂水町字菅ノ口634番1号	令和6年4月1日
みなとまち薬局	(新)神戸市兵庫区湊町2丁目4番9号  (旧)神戸市兵庫区新開地4丁目6番1号	令和6年4月1日

神戸市告示第96号

次の介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年4月30日

神戸市長 久 元 喜 造

1 介護事業者

当該指定にかかる 介護事業所の名称	当該指定にかかる 介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる 事務所の所在地	指定年月日	サービス種類
グループホーム ひ まわりの家	神戸市灘区都通3丁 目2番5号	株式会社日本ウェ ルフェア	神戸市灘区都通3丁目 2番5号	令和6年4月1日	認知症対応型共同生活介護 介 護 予防認知症対応型共同生活介 護



令和6年4月30日 神戸市公報第3857号

神戸市告示第97号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定介護機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年4月30日

神戸市長 久元喜造

当該変更にかか る介護事業所の 名称	当該変更にかか る介護事業所の 所在地	介護事業者 の名称	介護事業者 の主たる事 務所の所在 地	変更年 月日	サービス種類
れんたる本舗	(新)神戸市灘区 船寺通1丁目7 番17号  (旧)神戸市灘区 上河原通3丁目 4番14号	合同会社く ろねこケア サービス	神戸市灘区将 軍通3丁目3 番16号	令和6 年3月 1日	福祉用具貸与 特定福 祉用具販売 介護予防 福祉用具貸与 特定介 護予防福祉用具販売

神戸市告示第98号

次の施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年4月30日

神戸市長 久元喜造

1. はりきゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
越田 峻真	越田 峻真	神戸市中央区東川崎町1丁目3番6号	令和6年3月1日
俵 秀秋（らく庵）	俵 秀秋	神戸市中央区中山手通1丁目9番3号	令和6年4月1日

2. あん摩マッサージ師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
俵 秀秋（らく庵）	俵 秀秋	神戸市中央区中山手通1丁目9番3号	令和6年4月1日

3. 柔道整復師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
竹谷 秀一郎（山手接骨院）	竹谷 秀一郎	神戸市灘区森後町3丁目2番3号	令和6年4月1日

神戸市告示第99号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、南場自治会、ラビュー学園南小東台自治会、川北自治会、上津台6丁目自治会、小寺自治会、田中自治会、井出赤羽自治会について、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和6年4月30日

神戸市長 久 元 喜 造

1 届け出た地縁による団体

名称	南場自治会	ラビュー学園南小東台自治会	川北自治会
主たる事務所	神戸市西区岩岡町古郷928番地の8	神戸市垂水区小東台868番地の974	神戸市北区道場町塩田3600番地
代表者の氏名	碓永 利文	岸本 由紀	前 圭治
代表者の住所	神戸市西区岩岡町古郷906番地の2	神戸市垂水区小東台868番地の1097	神戸市北区道場町塩田2141番地

名称	上津台6丁目自治会	小寺自治会	田中自治会
主たる事務所	神戸市北区上津台6丁目37番14号シャトーコエモンF棟202号	神戸市西区伊川谷町小寺252番地	神戸市西区玉津町田中455番地
代表者の氏名	唐木 覺志	金月 将弥	近藤 貴彦
代表者の住所	神戸市北区上津台6丁目13番6号	神戸市西区伊川谷町小寺223番地	神戸市西区玉津町田中50番地

名称	井出赤羽自治会
主たる事務所	神戸市西区伊川谷町潤和1527番地
代表者の氏名	浦井 昭稔
代表者の住所	神戸市西区伊川谷町潤和1779番地

2 変更があった事項及びその内容、変更年月日

(1) 南場自治会

令和6年1月7日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	碓永 正彦	碓永 利文
代表者の住所	神戸市西区岩岡町古郷957番地の1	神戸市西区岩岡町古郷906番地の2

(2) ラビュー学園南小東台自治会 令和6年4月7日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	大西 洋三	岸本 由紀
代表者の住所	神戸市垂水区小東台868番地の942	神戸市垂水区小東台868番地の1097

(3) 川北自治会 令和6年4月1日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	中田 敬子	前 圭治
代表者の住所	神戸市北区道場町塩田2554番地の2	神戸市北区道場町塩田2141番地

(4) 上津台6丁目自治会 令和6年4月1日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	東谷 聡	唐木 覺志
代表者の住所	神戸市北区上津台6丁目21番10号	神戸市北区上津台6丁目13番6号

(5) 小寺自治会 令和5年4月1日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	安藤 晋章	棟長 順司
代表者の住所	神戸市西区伊川谷町小寺300番地	神戸市西区伊川谷町小寺219番地の1

令和6年4月1日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	棟長 順司	金月 将弥
代表者の住所	神戸市西区伊川谷町小寺219番地の1	神戸市西区伊川谷町小寺223番地

(6) 田中自治会 平成24年3月25日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	近藤 勇	和田 隆一
代表者の住所	神戸市西区玉津町田中474番地	神戸市西区玉津町田中424番地

平成26年3月30日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	和田 隆一	伊須原 忠
代表者の住所	神戸市西区玉津町田中424番地	神戸市西区玉津町田中112番地の2

平成28年3月27日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	伊須原 忠	近藤 芳信
代表者の住所	神戸市西区玉津町田中112番地の2	神戸市西区玉津町田中73番地

平成30年3月25日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	近藤 芳信	神田 康生
代表者の住所	神戸市西区玉津町田中73番地	神戸市西区玉津町田中475番地

令和2年3月29日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	神田 康生	吉川 雅和
代表者の住所	神戸市西区玉津町田中475番地	神戸市西区玉津町田中405番地

令和4年3月27日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	吉川 雅和	近藤 勝彦
代表者の住所	神戸市西区玉津町田中405番地	神戸市西区玉津町田中413番地の1

令和6年3月31日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	近藤 勝彦	近藤 貴彦
代表者の住所	神戸市西区玉津町田中413番地の1	神戸市西区玉津町田中50番地

(7) 井出赤羽自治会

平成27年4月1日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	浦井 昭稔	藤田 和伸
代表者の住所	神戸市西区伊川谷町潤和1779番地	神戸市西区伊川谷町潤和1519番地の2

平成28年4月1日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	藤田 和伸	石井 邦夫
代表者の住所	神戸市西区伊川谷町潤和1519番地の2	神戸市西区伊川谷町潤和1499番地

平成29年4月1日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	石井 邦夫	石井 学
代表者の住所	神戸市西区伊川谷町潤和1499番地	神戸市西区伊川谷町潤和1525番地

平成30年4月1日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	石井 学	山本 貞雄
代表者の住所	神戸市西区伊川谷町潤和1525番地	神戸市西区伊川谷町潤和1470番地

平成31年4月1日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	山本 貞雄	石井 邦夫
代表者の住所	神戸市西区伊川谷町潤和1470番地	神戸市西区伊川谷町潤和1499番地

令和2年4月1日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	石井 邦夫	藤田 和伸
代表者の住所	神戸市西区伊川谷町潤和1499番地	神戸市西区伊川谷町潤和1519番地の2

令和3年4月1日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	藤田 和伸	山本 裕一
代表者の住所	神戸市西区伊川谷町潤和1519番地の2	神戸市西区伊川谷町潤和1527番地

令和4年4月1日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	山本 裕一	藤田 和伸
代表者の住所	神戸市西区伊川谷町潤和1527番地	神戸市西区伊川谷町潤和1519番地の2

令和5年4月1日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	藤田 和伸	石井 邦夫
代表者の住所	神戸市西区伊川谷町潤和1519番地の2	神戸市西区伊川谷町潤和1499番地

令和6年4月1日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	石井 邦夫	浦井 昭稔
代表者の住所	神戸市西区伊川谷町潤和1499番地	神戸市西区伊川谷町潤和1779番地

神戸市公告

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を次のように定めたので、同法第19条の規定により公告します。

令和6年4月22日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造



令和6年4月30日 神戸市公報第3857号

(1) 一般

利用権の設定をうける者(乙)	利用権を設定する者(甲)	利用権を設定する土地		設定する利用権		権利の種類 (備考)	内容(土地 の利用目的 を含む。)	借賃の支払の方法
		土地の所在地	現況地目	開始年月日 終了年月日	貸借料物			
			認定面積 m <sup>2</sup>					
神戸市北区大池見山台 中村 政詞	神戸市北区淡河町 菅野 雅章	北区淡河町神影字談合垣 468	田 1,636の内200	本公告日 令和6年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
三田市狭間が丘 久山 敬二	神戸市北区長尾町 三谷 雄一	北区長尾町上津字清源名谷 5480	田 1,733	本公告日 令和7年12月31日	10,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに 当該年度に係る借賃の 全額を甲の住所へ持 参する。
神戸市西区押部谷町 木村 峻裕	神戸市垂水区海岸通 二星 精治郎	西区榎谷町松本字東山 1165 西区榎谷町松本字東山 1187 西区榎谷町松本字丸尾谷 1243 西区榎谷町松本字丸尾谷 1244 西区榎谷町松本字丸尾谷 1245 西区榎谷町松本字柳井田 1334	畑 781 畑 1,580 畑 861 畑 1,157 畑 838 畑 133	本公告日 令和8年3月31日	7,810円/1筆 15,800円/1筆 8,610円/1筆 11,570円/1筆 8,380円/1筆 1,330円/1筆	賃貸借権設定	普通畑として利用	毎年12月20日までに 当該年度に係る借賃の 全額を甲の住所へ持 参する。
神戸市西区神出町 坊池 敏明	神戸市西区神出町 藤本 悦子	西区神出町東字歳ノ神 1508 西区神出町東字水田 1669 西区神出町東字苅屋谷 1901	田 2,047 田 1,417 田 2,327	本公告日 令和8年3月31日	12,000円/1筆 10,000円/1筆 18,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに 当該年度に係る借賃 の全額を甲の指定す る預金口座へ振り込 む。
神戸市西区神出町 坊池 敏明	神戸市西区今寺 今井 敏司	西区神出町東字堂ノ本 1604	田 1,096	本公告日 令和8年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
明石市二見町 松尾 年朗	神戸市西区岩岡町 今井 英則	西区岩岡町古郷字南場 832-1	田 800	本公告日 令和9年3月31日	4,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに 当該年度に係る借賃 の全額を甲の住所へ 持参する。
神戸市西区伊川谷町 秋定 信行	神戸市西区池上 三浦 亨	西区伊川谷町井吹字栗木谷 826	田 1,583	本公告日 令和11年3月31日	7,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに 当該年度に係る借賃 の全額を甲の住所へ 持参する。

令和6年4月30日 神戸市公報第3857号

神戸市西区岩岡町 碓永 嘉彦	神戸市西区岩岡町 碓永 増稲 神戸市北区筑紫が丘 岡本 真由美	西区岩岡町古郷字南場 855-4 西区岩岡町古郷字南場 856-4 西区岩岡町古郷字南場 2392-2 西区岩岡町西脇字岩ヶ岡 99-1	田 906 田 1,033 田 1,274 田 2,373	本公告日 令和16年3月31日	9,060円／1筆 10,330円／1筆 12,740円／1筆 23,730円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに 当該年度に係る借賃 の全額を甲の住所へ 持参する。
神戸市西区岩岡町 碓永 嘉彦	神戸市西区岩岡町 吉岡 千代恵	西区岩岡町古郷字廣谷 2424 西区岩岡町古郷字廣谷 2429 西区岩岡町古郷字廣谷 2430 西区岩岡町古郷字廣谷 2437-1	田 1,349 田 1,597 田 2,102 田 624	本公告日 令和16年3月31日	13,490円／1筆 15,970円／1筆 21,020円／1筆 6,240円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに 当該年度に係る借賃 の全額を甲の住所へ 持参する。

令和6年4月30日 神戸市公報第3857号

(2) 中間管理事業

利用権の設定をうける者(乙)	利用権を設定する者(甲)	利用権を設定する土地		設定する利用権		権利の種類 (備考)	内容(土地 の利用目的 を含む。)	借賃の支払の方法
		土地の所在地	現況地目	開始年月日 終了年月日	貸借料物			
			認定面積㎡					
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	三田市すずかけ台	北区大沢町簾字寺垣内 241	田 1,315	令和6年4月30日 令和16年4月30日		使用貸借権設定	水田として利用	
	乗池 登代子	北区大沢町簾字寺垣内 242	田 99					
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市中央区下山手通5丁目7-18	北区大沢町簾字寺垣内 246	田 185	令和6年4月30日 令和16年4月30日		使用貸借権設定	水田として利用	
		北区大沢町簾字寺垣内 247	田 26					
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市中央区下山手通5丁目7-18	北区大沢町簾字野手 943	畑 422	令和6年4月30日 令和16年4月30日		使用貸借権設定	普通畑として利用	
		北区大沢町簾字野手 944	田 1,722					
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市中央区下山手通5丁目7-18	北区大沢町日西原字五味坂 2723-1	田 48	令和6年4月30日 令和16年4月30日		使用貸借権設定	水田として利用	
		北区大沢町日西原字五味坂 2723-2	田 1,223					
神戸市北区鹿の子台北町 海野 晋	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市須磨区潮見台町	北区淡河町南僧尾字横尾垣 2309-2	田 464	令和6年4月30日 令和16年4月30日		使用貸借権設定	水田として利用	
	加島 延行	北区淡河町南僧尾字横尾垣 2309-3	田 1,629					
神戸市東灘区住吉山手 池田 浩二	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市北区道場町	北区道場町日下部字中溝 192-1	田 1,960	令和6年5月31日 令和26年5月31日	20,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年度12月中に乙の 指定する方法で支払う。
	神戸市北区西山 藤崎 智佳	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘						

令和6年4月30日 神戸市公報第3857号

神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区押部谷町 井上 博	西区押部谷町西盛字池之下 448-1 西区押部谷町西盛字池之下 448-2 西区押部谷町西盛字池之下 458	田 394 田 977 田 2,055	令和6年5月1日 令和16年4月30日	3,940円/1筆 9,770円/1筆 20,550円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年度12月中に乙の 指定する方法で支払 う。
神戸市須磨区白川台 小林 大祐	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							毎年度11月中に甲の 指定する方法で支払 う。
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市灘区大和町 藤田 敏	西区押部谷町押部字今井 790 西区押部谷町押部字今井 791 西区押部谷町押部字薬師前 819 西区押部谷町押部字薬師前 820 西区押部谷町押部字薬師前 826	田 2,171 田 2,195 田 467 田 997 田 2,200	令和6年4月30日 令和16年4月30日	21,710円/1筆 21,950円/1筆 4,670円/1筆 9,970円/1筆 22,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年度12月中に乙の 指定する方法で支払 う。
神戸市北区小倉台 田坂 直之	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							毎年度11月中に甲の 指定する方法で支払 う。
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区榎谷町 二星 嘉 加古川市野口町 春名 栄子 神戸市西区榎谷町 二星 明彦	西区榎谷町松本字東山 1185	畑 1,955	令和6年4月30日 令和16年5月31日	21,505円/1筆	賃貸借権設定	普通畑として利用	毎年度12月中に乙の 指定する方法で支払 う。
神戸市西区押部谷町 木村 峻裕	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							毎年度11月中に甲の 指定する方法で支払 う。
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区榎谷町 二星 守 神戸市西区榎谷町 二星 純子 加古郡稲美町 山口 悦子	西区榎谷町松本字東山 1186	畑 495	令和6年4月30日 令和16年5月31日	5,445円/1筆	賃貸借権設定	普通畑として利用	毎年度12月中に乙の 指定する方法で支払 う。
神戸市西区押部谷町 木村 峻裕	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							毎年度11月中に甲の 指定する方法で支払 う。

令和6年4月30日 神戸市公報第3857号

神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区押部谷町 平井 美樹男	西区押部谷町西盛字向井 781	田 1,850	令和6年4月30日 令和16年4月30日	18,500円/1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年度12月中に乙の 指定する方法で支払 う。
神戸市西区美徳が丘 安藤 博美	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							毎年度11月中に甲の 指定する方法で支払 う。
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区平野町 戸田 美和	西区平野町大畑字八郎ガキ 263 西区平野町大畑字八郎ガキ 271	田 2,539 田 2,429	令和6年4月30日 令和16年4月30日	35,000円/1筆 34,000円/1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年度12月中に乙の 指定する方法で支払 う。
神戸市兵庫区須佐野通 阿部 紗裕理	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							毎年度11月中に甲の 指定する方法で支払 う。
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区伊川谷町 久保 恵子	西区平野町常本字藤分 139	田 1,540	令和6年4月30日 令和16年4月30日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区狩場台 恒川 直大	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市垂水区名谷町 岡松 敏明	西区神出町東字池ノ澤 1987	田 3,038	令和6年4月30日 令和16年4月30日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区神出町 藤本 裕子	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区神出町 中井 啓順	西区神出町古神字前田 599-2 西区神出町古神字前田 600	田 1,350 田 2,168	令和6年4月30日 令和16年4月30日	13,500円/1筆 21,680円/1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年度12月中に乙の 指定する方法で支払 う。
三木市緑が丘町 宮崎 優理弥	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							毎年度11月中に甲の 指定する方法で支払 う。

令和6年4月30日 神戸市公報第3857号

神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区神出町 藤田 博	西区神出町宝勢字下場中島 2125-1 西区神出町宝勢字下場中島 2136 西区神出町宝勢字下場南筋 2280	田 1,846 田 2,117 田 852	令和6年5月31日 令和16年5月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区神出町 穴田 泰久	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区神出町 藤田 政春	西区神出町宝勢字下場南筋 2257	田 999	令和6年5月31日 令和16年5月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区神出町 穴田 泰久	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							

(3) 解除条件付

利用権の設定をうける者(乙)	利用権を設定する者(甲)	利用権を設定する土地		設定する利用権		権利の種類 (備考)	内容(土地 の利用目的 を含む。)	借賃の支払の方法
		土地の所在地	現況地目	開始年月日 終了年月日	貸借料 物			
			認定面積 m <sup>2</sup>					
三田市友が丘 岡橋 正人	神戸市北区長尾町 大西 尚	北区長尾町宅原字宮ノ元 3611	田 901の内60	本公告日 令和6年12月31日	3,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	令和6年12月20日ま でに借賃の全額を甲 の住所へ持参する。
神戸市垂水区西舞子4丁目6-10 有限会社 舞子運送 代表取締役 河原 靖典	神戸市西区平野町 石井 康昭	西区平野町常本字庄界 92	田 2,539	本公告日 令和11年3月31日	30,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに 当該年度に係る借賃 の全額を甲の指定す る預金口座へ振り込 む。

神戸市公告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地につき農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第10条第1項に規定する神戸農業振興地域整備計画に係る軽微な変更をしたので、同法第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により、次のとおり公告します。

令和6年4月30日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

土地の表示						変更内容
市	区	町	字	地番	面積	
神戸	西	平野町常本	丹谷	345番 のうち 別図の斜線部分	2,977 m <sup>2</sup> のうち 195.13 m <sup>2</sup>	農業用施設 用地に用途 区分を変更 する。

別図は省略する。



神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和6年4月30日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和6年4月30日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ハーバーランド ダイヤニッセイビル

神戸市中央区東川崎町1丁目7番2号乃至8号

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては 代表者の氏名
三菱倉庫株式会社	東京都中央区日本橋1丁目19番1号	代表取締役 藤倉 正夫
日本生命保険相互会社	大阪市中央区今橋3丁目5番12号	代表取締役 清水 博

(変更後)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては 代表者の氏名
三菱倉庫株式会社	東京都中央区日本橋1丁目19番1号	代表取締役 斉藤 秀親
日本生命保険相互会社	大阪市中央区今橋3丁目5番12号	代表取締役 清水 博

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては 代表者の氏名
コネクシオ株式会社	東京都港区虎ノ門4-1-1	代表取締役 直田 宏
株式会社ピーアアップ	東京都足立区千住1-4-1	代表取締役 中込 正典

株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東1-4-14	代表取締役 矢野 靖二
ライフニジュウイチ株式会社	奈良県奈良市高天市町15-1 ライフ21ビル	代表取締役 金澤 孝
株式会社セリア	岐阜県大垣市外濑2丁目38番地	代表取締役 河合 映治
株式会社ココカラファイン	横浜市港北区新横浜3-17-6	代表取締役 塚本 厚志
株式会社ティーガイア	東京都渋谷区恵比寿4-1-18	代表取締役 金治 伸隆
エステールホールディングス株式会社	東京都渋谷区神宮前 4-26-21	代表取締役 丸山 雅史
株式会社レガロ	東京都目黒区東山1-8-6 サンロイヤル東山101	代表取締役 樋口 浄
株式会社 TSI	東京都港区南青山1-2-3	代表取締役 下地 毅
株式会社フィールズインターナショナル	神戸市中央区港島中町6-8-1	代表取締役 大峯 伊索
株式会社アダストリア	茨城県水戸市泉町3丁目1番27号	代表取締役 福田 三千男
株式会社東京デリカ	東京都葛飾区新小岩1-48-14 第3デリカビル9F	代表取締役 木山 剛史
株式会社ザ・キッス	東京都目黒区東山3-7-1	代表取締役 李 成在
株式会社バロックジャパンリミテッド	東京都目黒区青葉台4-7-7	代表取締役 村井 博之
株式会社アーバンリサーチ	大阪市西区京町堀1丁目6-4 アーバンリサーチビル10F	代表取締役 竹村 幸造
株式会社オンデーズ	東京都品川区東品川2-2-8 スフィアタワー天王洲27F	代表取締役 田中 修治
株式会社ウッディーハウス	京都府舞鶴市字浜1054N T Tビル舞鶴別館	代表取締役 志摩 幹一郎
株式会社エーディックス	京都市南区上鳥羽仏現寺町23-1	代表取締役 佐野 秀男
ギャップジャパン株式会社	東京都渋谷区千駄ヶ谷5-32-10	代表取締役 秋山 玄
株式会社ロージー	広島市中区舟入川口町16-28	代表取締役 佐々木 智弘
エル・エル・ビーン・インターナショナル	東京都武蔵野市吉祥寺南町1-16-3	代表取締役 青木 久仁子
株式会社キャン	東京都中央区銀座4-12-15	代表取締役 阿部 和則
株式会社ジュン	東京都港区南青山2-26-1	代表取締役 佐々木 進
トリンプ・インターナショナル・ジャパン株式会社	東京都中央区築地5-6-4 浜離宮三井ビルディング	代表取締役 ヴァンサン ネリアス
株式会社イング	神戸市中央区港島南町4-6-2	代表取締役 向井 孝司

株式会社ナカザワ	滋賀県湖南市中央2-92	代表取締役 中澤 道盛
株式会社ダブルユー	東京都渋谷区恵比寿1-20-18 7F	代表取締役 肖 俊偉
株式会社ファイブ・フォックス	東京都渋谷区千駄ヶ谷3-38-12	代表取締役 上田 稔夫
キンバレー株式会社	東京都港区虎ノ門4-3-13	代表取締役 岩坪 謙吉
株式会社モーゲンデビット	福岡市薬院1-2-2-202	代表取締役 レヴィトニー
株式会社パルグループホールディングス	大阪府中央区道修町3-6-1	代表取締役 井上 隆太
株式会社ITXジャパン	東京都渋谷区恵比寿西1-10-11 フジワラビルディング6F	代表取締役 ローソン悦子
株式会社アルカスインターナショナル	神戸市中央区港島中町6丁目8番1	代表取締役 内山 誠一
株式会社スタイルフォース	神戸市中央区港島中町6丁目8番1	代表取締役 飯高 宏
株式会社コカ	横浜市神奈川区鶴屋町3-35-1	代表取締役 吉田 健一郎
株式会社アイジーエー	福井県越前市矢放町13-8-9	代表取締役 五十嵐 昭順
株式会社ジズ	東京都千代田区富士見2丁目10番2号 飯田橋グラン・ブルーム30階	代表取締役 田中 仁
株式会社田中ふとん店	愛知県一宮市本町3-9-14	代表取締役 田中 公雄
株式会社Yogibo	大阪府中央区瓦町3-6-5	代表取締役 木村 誠司
R.O.U株式会社	千葉県美浜区中瀬1-5-1	代表取締役 藤永 紀仁
株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション	名古屋市名東区上社1丁目901番地	代表取締役 白川 篤典
株式会社エービーストア	京都市伏見区深草西浦町8-113 西陣ビル4F	代表取締役 孫 周基
株式会社ウィゴー	東京都渋谷区恵比寿南1-16-3 2F 恵比寿事務所	代表取締役 園田 恭輔
株式会社ストライプインターナショナル	岡山市北区幸町2-8	代表取締役 立花 隆央
株式会社ライトオン	茨城県つくば市小野崎2601-1	代表取締役 藤原 祐介
株式会社ムラサキスポーツ	東京都台東区上野7-14-5	代表取締役 金山 元一
株式会社CEMENT	大阪府中央区西心斎橋2-10-35	代表取締役 伊藤 亮二
株式会社ピート	東京都墨田区錦糸1-11-16	代表取締役 赤池 順一
株式会社ナルミヤ・イン	東京都港区芝公園2-4-1 芝パーク	代表取締役

ターナショナル	ビルB館9階	石井 稔晃
株式会社ピンクラテ	神戸市中央区港島中町6丁目8番1	代表取締役 丸 則貴
パセリエンタープライズ株式会社	滋賀県長浜市勝町803	代表取締役 松本 規義
株式会社ポポンデッタ	東京都千代田区外神田3-3-3	代表取締役 太田 和伸
株式会社F・Oインターナショナル	神戸市中央区磯上通7-1-5	代表取締役 小野 行由
株式会社ムーンスター	福岡県久留米市白山町60番地	代表取締役 井田 祥一
株式会社ベベ	神戸市中央区港島中町6-8-2	代表取締役 小東 政章
株式会社セイバン	兵庫県たつの市龍野町片山379-1	代表取締役 泉 貴章
株式会社エービーシー・マート	東京都渋谷区神南1-11-5	代表取締役 野口 実
イオンリテール株式会社	千葉市美浜区中瀬1-5-1	代表取締役 井出 武美
株式会社カイトックインターナショナル	岡山市北区昭和町3-12	代表取締役 赤木 政一
株式会社ビー・エー・エル	京都市中京区河原町通三条下ル2山崎町251	代表取締役 杉山 卓雄
エイチ・アンド・エムヘネス・アンド・マウリッツ・ジャパン株式会社	東京都渋谷区宇田川町33-6渋谷フラッグ6F	代表取締役 ルーカス セイフ アート
株式会社ぬのや	神戸市中央区三宮町1-8-1-148	代表取締役 橋本 千恵
株式会社ユニクロ	山口県山口市佐山10717番地1	代表取締役 柳井 正
ゼビオ株式会社	福島県郡山市朝日3丁目7番35号	代表取締役 諸橋 友良
日本トイザラス株式会社	川崎市幸区大宮町1310番地ミュージア川崎セントラルタワー25階	代表取締役 アンドレ・アーチ ー・ジェイブス
株式会社ジーユー	山口県山口市佐山10717番地1	代表取締役 柚木 治
株式会社AOKI	横浜市都筑区葛が谷6-56	代表取締役 森 裕隆
株式会社大垣書店	京都市北区小山上総町14(北大路駅前)	代表取締役 大垣 守弘
株式会社ビックカメラ	東京都豊島区高田3丁目23番23号	代表取締役 秋保 徹
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦3-1-21	代表取締役 細身 研介
株式会社花恋人	奈良県橿原市曲川町7-21-6	代表取締役 野田 将克
株式会社キャメル珈琲	東京都世田谷区代田2-31-8	代表取締役 尾田 信夫

株式会社コックス	東京都中央区日本橋浜町1-2-1	代表取締役 三宅 英木
ドリームカプセル株式会社	名古屋市緑区徳重3-101	代表取締役 都築 祐介

(変更後)

氏名又は名称	住 所	法人にあつては 代表者の氏名
コネクシオ株式会社	東京都港区虎ノ門4-1-1	代表取締役 目時 利一郎
株式会社ピーアップ	東京都足立区千住1-4-1	代表取締役 中込 正典
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東1-4-14	代表取締役 矢野 靖二
ライフニジュウイチ株式会社	奈良県奈良市高天市町15-1 ライフ21ビル	代表取締役 金澤 孝
株式会社セリア	岐阜県大垣市外濑2丁目38番地	代表取締役 河合 映治
株式会社ココカラファインヘルスケア	横浜市港北区新横浜3-17-6	代表取締役 塚本 厚志
株式会社ティーガイア	東京都渋谷区恵比寿4-1-18	代表取締役 石田 将人
エステールホールディングス株式会社	東京都中央区銀座1-19-7	代表取締役 丸山 雅史
株式会社レガロ	東京都目黒区東山1-8-6 サンロイヤル東山101	代表取締役 樋口 浄
株式会社 TSI	東京都港区赤坂8-5-27	代表取締役 下地 毅
株式会社フィールズインターナショナル	神戸市中央区港島中町6-8-1	代表取締役 大峯 伊索
株式会社アダストリア	茨城県水戸市泉町3丁目1番27号	代表取締役 福田 三千男
株式会社東京デリカ	東京都葛飾区新小岩1-48-14 第3デリカビル9F	代表取締役 木山 剛史
株式会社ザ・キッス	東京都目黒区東山3-7-1	代表取締役 李 成在
株式会社バロックジャパンリミテッド	東京都目黒区青葉台4-7-7	代表取締役 村井 博之
株式会社アーバンリサーチ	大阪市西区京町堀1丁目6-4 アーバンリサーチビル10F	代表取締役 竹村 圭祐
株式会社オンデーズ	東京都品川区東品川2-2-8 スフィアタワー天王洲27F	代表取締役 田中 修治
株式会社ウッディーハウス	京都府舞鶴市宇浜1054N T Tビル舞鶴別館	代表取締役 志摩 幹一郎
株式会社エーディックス	京都市南区上鳥羽仏現寺町23-1	代表取締役 佐野 秀男
ギャップジャパン株式会社	東京都渋谷区千駄ヶ谷5-32-10	代表取締役 秋山 玄
株式会社ロージー	広島市中区舟入川口町16-28	代表取締役 佐々木 智弘

エル・エル・ビーン・インターナショナル	東京都武蔵野市吉祥寺南町1-16-3	代表取締役 能登 雅文
株式会社キャン	岡山市北区幸町2-8	代表取締役 阿部 和則
株式会社ジュン	東京都港区南青山2-26-1	代表取締役 佐々木 進
トリンプ・インターナショナル・ジャパン株式会社	東京都中央区築地5-6-4 浜離宮三井ビルディング	代表取締役 ヴァンサン ネリアス
株式会社イング	神戸市中央区港島南町4-6-2	代表取締役 向井 孝司
株式会社ナカザワ	滋賀県湖南市中央2-92	代表取締役 中澤 道盛
株式会社ダブルエー	東京都渋谷区恵比寿1-20-18 7F	代表取締役 肖 俊偉
株式会社ファイブ・フォックス	東京都渋谷区千駄ヶ谷3-38-12	代表取締役 上田 稔夫
キンバレー株式会社	東京都中央区銀座1-19-7 JRE 銀座1丁目イーストビル6階	代表取締役 岩坪 謙吉
株式会社モーゲンデビッド	福岡市薬院1-2-2-202	代表取締役 レヴィトニー
株式会社パルグループホールディングス	大阪市中央区道修町3-6-1	代表取締役 井上 隆太
株式会社アルカスインターナショナル	神戸市中央区港島中町6丁目8番1	代表取締役 阪本 敏之
株式会社ニコル	東京都渋谷区東1-32-12	代表取締役 木野村 尚孝
株式会社コカ	横浜市神奈川区鶴屋町3-35-1	代表取締役 吉田 健一郎
株式会社アイジーエー	福井県越前市矢放町13-8-9	代表取締役 五十嵐 昭順
株式会社ジズ	群馬県前橋市川原町2-26-4	代表取締役 田中 仁
株式会社田中ふとん店	愛知県一宮市本町3-9-14	代表取締役 田中 公雄
株式会社Yogibo	大阪市中央区瓦町3-6-5	代表取締役 木村 誠司
R.O.U株式会社	千葉市美浜区中瀬1-5-1	代表取締役 藤永 紀仁
株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション	名古屋市名東区上社1丁目901番地	代表取締役 白川 篤典
株式会社エービーストア	京都市伏見区深草西浦町8-113 西陣ビル4F	代表取締役 孫 周基
株式会社ウィゴー	東京都渋谷区恵比寿南1-16-3 2F 恵比寿事務所	代表取締役 園田 恭輔
株式会社ストライプインターナショナル	岡山市北区幸町2-8	代表取締役 立花 隆央

株式会社ライトオン	茨城県つくば市小野崎 2601-1	代表取締役 藤原 祐介
株式会社ムラサキスポーツ	東京都台東区上野 7-14-5	代表取締役 金山 元一
株式会社CEMENT	大阪府中央区西心斎橋 2-10-35	代表取締役 伊藤 亮二
株式会社ピート	東京都墨田区錦糸 1-11-16	代表取締役 赤池 順一
株式会社ナルミヤ・インターナショナル	東京都港区芝公園 2-4-1 芝パークビルB館9階	代表取締役 國京 紘宇
ドリームカプセル株式会社	名古屋市緑区徳重 3-101	代表取締役 都築 祐介
パセリエンタープライズ株式会社	滋賀県長浜市勝町 803	代表取締役 松本 規義
株式会社ポポンデッタ	東京都千代田区外神田 3-3-3	代表取締役 太田 和伸
株式会社F・Oインターナショナル	神戸市中央区磯上通 7-1-5	代表取締役 小野 行由
株式会社ムーンスター	福岡県久留米市白山町 60 番地	代表取締役 井田 祥一
株式会社ベベ	神戸市中央区港島中町 6-8-2	代表取締役 卜部 正寿
株式会社セイバン	兵庫県たつの市龍野町片山 379-1	代表取締役 泉 貴章
株式会社エービーシー・マート	東京都渋谷区神南 1-11-5	代表取締役 野口 実
イオンリテール株式会社	千葉市美浜区中瀬 1-5-1	代表取締役 井出 武美
株式会社ITXジャパン	東京都渋谷区恵比寿西 1-10-11 フジワラビルディング6F	代表取締役 ローソン悦子
株式会社ビー・エー・エル	京都市中京区河原町通三条下ル 2 山崎町 251	代表取締役 杉山 卓雄
有限会社 Leaf	奈良市神功 5-2-26	代表取締役 岡村 仁美
エイチ・アンド・エムヘネス・アンド・マウリッツ・ジャパン株式会社	東京都渋谷区宇田川町 33-6 渋谷フラッグ6F	代表取締役 ルーカス セイファート
株式会社カイトacktレーディング	岡山市北区昭和町 3-12	代表取締役 赤木 政一
河淳株式会社	東京都中央区日本橋浜町 3-15-1	代表取締役 河崎 淳三郎
株式会社つるや	愛媛県松山市港町 3-8-12	代表取締役 鶴田 直丈
株式会社ぬのや	神戸市中央区三宮町 1-8-1-148	代表取締役 橋本 千恵
株式会社ユニクロ	山口県山口市佐山 10717 番地 1	代表取締役 柳井 正
ゼビオ株式会社	福島県郡山市朝日 3 丁目 7 番 35 号	代表取締役 諸橋 友良

日本トイザラス株式会社	川崎市幸区大宮町 1310 番地 ミューザ川崎セントラルタワー25階	代表取締役 テイラー・リチャード・コリン
株式会社ジーユー	山口県山口市佐山 10717 番地 1	代表取締役 柚木 治
株式会社AOKI	横浜市都筑区葛が谷 6-56	代表取締役 森 裕隆
株式会社大垣書店	京都市北区小山上総町 14 (北大路駅前)	代表取締役 大垣 守弘
株式会社ソフマップ	東京都千代田区外神田 1丁目 16-9	代表取締役 中阿地 信介
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦 3-1-21	代表取締役 細身 研介
株式会社花恋人	奈良県橿原市曲川町 7-21-6	代表取締役 野田 将克
株式会社キャメル珈琲	東京都世田谷区代田 2-31-8	代表取締役 尾田 信夫
株式会社コックス	東京都中央区日本橋浜町 1-2-1	代表取締役 三宅 英木

3 変更の年月日

2(1)については、令和5年4月1日

2(2)については、令和5年8月1日

4 変更する理由

2(1)については、代表者変更のため。

2(2)については、出退店等のため。

5 届出年月日

令和6年1月12日

6 縦覧期間

令和6年4月30日から令和6年8月30日まで

7 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課



神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和6年4月30日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和6年4月30日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

高浜モザイク

神戸市中央区東川崎町1丁目59番地－1他

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては代表者の氏名
三菱倉庫株式会社	東京都中央区日本橋1丁目19番1号	代表取締役 藤倉 正夫

(変更後)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては代表者の氏名
三菱倉庫株式会社	東京都中央区日本橋1丁目19番1号	代表取締役 斉藤 秀親

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては代表者の氏名
株式会社サンリオ	東京都品川区大崎1-11-1	代表取締役 辻 信太郎
株式会社マスターピース	東京都台東区駒形1-3-8	代表取締役 太田 克枝
株式会社アットイマジン	神戸市長田区細田町7-1-9	代表取締役 水戸 光一郎
有限会社テイクツー	兵庫県三田市ゆりのき台1-1 A-503	代表取締役 竹位 隼之

株式会社サニーブレスジャパン	神戸市東灘区岡本1丁目11-24	代表取締役 山田 克子
株式会社フィールド	大阪市西成区玉出中2-14-23	代表取締役 岡本 好美
有限会社フロム・ゼロ	神戸市垂水区向陽3丁目1-2 -104	代表取締役 松本 陽典
株式会社神戸ブランド	神戸市中央区東川崎町1-6- 1	代表取締役 山下 勇樹
株式会社神戸モリーママ	神戸市中央区東川崎町1-5- 7 神戸情報文化ビル1F	代表取締役 平佐田 昭弘
株式会社フェニックス	大阪府中央区西心斎橋2-3- 8	代表取締役 西 和美
有限会社イタハ	大阪府高槻市月見町11-7	代表取締役 板羽 透
フランツ株式会社	神戸市灘区六甲町1丁目6-16	代表取締役 眞田 泰秀
株式会社マーレマーレ・ジャパン	神戸市長田区西尻池町2-4- 6	代表取締役 東 裕司
株式会社モンロワール	神戸市東灘区岡本1-11-20	代表取締役 前内 芳文
カルビー株式会社	東京都千代田区丸の内1-8- 3	代表取締役 伊藤 秀二
株式会社アミナコレクション	横浜市緑区鴨居4-50-1	代表取締役 進藤 さわと
株式会社パルグループホールディングス	大阪府中央区道修町3-6-1	代表取締役 井上 隆太
株式会社キデイランド	東京都千代田区九段北1-13- 5	代表取締役 間宵 薫
神戸アンパンマンミュージアム &モール有限責任事業組合	神戸市中央区東川崎町1-6- 2	代表 関根 崇史
株式会社バンダイ	東京都台東区駒形1-4-8	代表取締役 竹中 一博
サンスター文具株式会社	東京都台東区浅草橋5-20 -8	代表取締役 小林 大地
株式会社栗山米菓	新潟市北区新崎2661	代表取締役 栗山 敏昭
株式会社カミーノ	横浜市西区花咲町5-131-5	代表取締役 神山 喜可
株式会社セガトイズ	東京都品川区品川1-1-1住 友不動産大崎ガーデンタワー11 階	代表取締役 宮崎 奈緒子
稲垣服飾株式会社	大阪府中央区久太郎町3-1- 29	代表取締役 稲垣 利典
伊藤産業株式会社	大阪府天王寺区小宮町8-11	代表取締役 伊藤 晴夫

(変更後)

氏名又は名称	住 所	法人にあつては代表者の氏名
株式会社サンリオ	東京都品川区大崎 1-11-1	代表取締役 辻 明邦
株式会社マスターピース	東京都台東区駒形 1-3-8	代表取締役 太田 克枝
株式会社アットイマジン	神戸市長田区細田町 7-1-9	代表取締役 水戸 光一郎
有限会社テイクツー	兵庫県三田市ゆりのき台 1-1 A-503	代表取締役 竹位 隼之
株式会社サニーブレスジャパン	神戸市東灘区岡本 1丁目 11-24	代表取締役 山田 克子
株式会社フィールド	大阪市西成区玉出中 2-14-23	代表取締役 岡本 好美
有限会社フロム・ゼロ	神戸市垂水区向陽 3丁目 1-2 -104	代表取締役 松本 陽典
株式会社神戸ブランド	神戸市中央区東川崎町 1-6- 1	代表取締役 山下 勇樹
株式会社神戸モリーママ	神戸市中央区東川崎町 1-5- 7 神戸情報文化ビル 1F	代表取締役 平佐田 昭弘
株式会社フェニックス	大阪市中央区西心斎橋 2-3- 8	代表取締役 鈴木 文崇
有限会社イタハ	大阪府高槻市月見町 11-7	代表取締役 板羽 透
フランツ株式会社	神戸市灘区六甲町 1丁目 6-16	代表取締役 眞田 泰秀
株式会社マーレマーレ・ジャパン	神戸市長田区西尻池町 2-4- 6	代表取締役 東 裕司
株式会社モンロワールド	神戸市東灘区岡本 1-11-20	代表取締役 前内 芳文
カルビー株式会社	東京都千代田区丸の内 1-8- 3	代表取締役 伊藤 秀二
株式会社アミナコレクション	横浜市緑区鴨居 4-50-1	代表取締役 進藤 さわと
株式会社キデイランド	東京都千代田区九段北 1-13- 5	代表取締役 津村 孝彦
神戸アンパンマンミュージアム &モール有限責任事業組合	神戸市中央区東川崎町 1-6- 2	代表 関根 崇史
株式会社バンダイ	東京都台東区駒形 1-4-8	代表取締役 竹中 一博
サンスター文具株式会社	東京都台東区浅草橋 5-20 -8	代表取締役 小林 大地
株式会社栗山米菓	新潟市北区新崎 2661	代表取締役 栗山 敏昭
株式会社カミーノ	横浜市西区花咲町 5-131-5	代表取締役 神山 喜可

株式会社セガトイズ	東京都品川区品川1-1-1住友不動産大崎ガーデンタワー11階	代表取締役 宮崎 奈緒子
稲垣服飾株式会社	大阪府中央区久太郎町3-1-29	代表取締役 稲垣 利典
伊藤産業株式会社	大阪府天王寺区小宮町8-11	代表取締役 伊藤 晴夫

3 変更の年月日

2(1)については、令和6年4月1日

2(2)については、令和5年7月6日

4 変更する理由

2(1)については、代表者変更のため。

2(2)については、代表者変更等のため。

5 届出年月日

令和6年1月12日

6 縦覧期間

令和6年4月30日から令和6年8月30日まで

7 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和6年4月30日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
神戸市北区西大池2丁目1番172
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
神戸市垂水区名谷町2285番3  
株式会社マリンホーム  
代表取締役 高島 圭三
- 3 許可番号  
令和5年1月25日 第8097号  
(変更許可 令和6年1月16日 第2096号)

水道局副局長等専決規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年4月30日

神戸市水道事業管理者 藤 原 政 幸

神戸市水道管理規程第1号

水道局副局長等専決規程の一部を改正する規程

水道局副局長等専決規程（昭和35年7月水道管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2  
財務関係事務  
2-1支出決定

決裁事項	区分	専決範囲	決裁区分								合議	特定議	備考					
			特定副局長 (当該区分の選 用については年 度ごとに管理者 が定める)	副局長共通 (当該区分の選 用については年 度ごとに管理者 が定める)	副局長	副局長(水道 技術管理者)	部長共通	特定課長等	課長等共通	第1類事業所 長共通				第2類事業所 長共通				
共済費又は社会保険料		全て											課長(業務改革担当)					
現金その他これらに類するもの		500万円以下 300万円以下 100万円以下		○				○					○	○	経営企画課長に合議すること。			
旅費	職員の旅費	全て							○					○	課長(業務改革担当)	課長(業務改革担当)の決裁区分は、電子情報処 理組織により作成した旅行命令書に基づき支給す るものについて適用する。		
	職員以外の旅費	100万円超 100万円以下		○									○					
調達	消耗品、印刷製本、原材料、備品その他 (管理者が指定するもの以外)	4,000万円以下		○											○	経営企画課長(副局長)に合議 すること。	1 160万円を超えるものについては経理契約を要す る。 2 固定資産(メーターを除く。)の調達決定は、経 営企画課長に合議すること。 3 配水課長、課長(技術管理担当)、課長(水道管 理担当)、課長(工事担当)、水道管理事務所の所長 並びに水道水道管理事務所及び西部水道管理事務所の 課長が水道事業会計の貯蔵品から資材を購入するとき は、制限なしに調達決定できる。 4 「単価協定品目」については、経営企画課長が別 に定める。 5 副局長及び経営企画課長の決裁区分は、神戸市水 道局契約事務取扱規程(昭和40年5月水規程第5号)第3 条に規定する経理契約(以下「経理契約」という。)の 場合に適用する。	
		2,000万円以下													○			
		1,000万円以下													○			
	消耗品、印刷製本、原材料、備品その他 (管理者が指定するもの)	200万円超		○														
		200万円以下														○		「管理者が指定するもの」とは、災害応急に関するも の、新聞及び地方公営企業施行令(昭和22年政令第 403号)第21条の14第1項第3号及び第4号の規定に基 づく契約をいう。
		160万円以下													○			
小口現金収に係るもの	全て(交付限度額内)													○				
共通物品(市長が指定するものを除く)	全て													○		「市長が指定するもの」については、総務務セン ター長が別に定める。		
電気料金(電気事業者の定める申込書によるもの 以外)	4,000万円以下		○															
	2,000万円以下														○		契約金額が1,000万円を超えるもの(電気事業者 の定める申込書による申込の場合を除く)につい ては経理契約を要する。	
	1,000万円以下													○				
電気料金(電気事業者の定める申込書によるもの)、 ガス料金、上下水道料金、電気通信料、後 納郵便料金	全て													○		1 電気料金については、入札又は見積合せで不調 となり、電気事業者の定める申込書により契約す る場合に限る。 2 電気通信料とは、電気通信事業法(昭和59年法 律第86号)第2条第5号に規定する電気通信事業者 が提供する同条第3号に規定する電気通信債務に 関する料金をいう。		

令和6年4月30日 神戸市公報第3857号

	一般使用料等（一般使用料等及び証明書発行等に 係る手数料）、保険料	全て							○		○										
	一般使用料等（電子計算機上で使用するソフト ウェアに係るもの）	4,000万円以下 2,000万円以下 1,000万円以下																		160万円を超えるものについては経理契約を要す る	
請負（工事又は製造）	単価契約工事以外	3億円以下																		250万円を超えるものについては経理契約を要す る。	
		2億円以下																			
		1億円以下																			
	単価契約工事	全て 500万円以下																		単価契約工事（配水管工事、道路掘削跡復旧工 事、不排水せん孔工事、ガス切筋及び溶接工事、 塗装工事等）の金額は、予定価格を示す。	
請負（その他）	管理者が指定する者もの及び修繕料（建物、設備 又は構築物の保繕又は小改修に係るもの）以外	4,000万円以下																			
		2,000万円以下																			
		1,000万円以下																			
	管理者が指定するもの	200万円超																			
		200万円以下																			
		100万円以下																			
	修繕料（建物、設備又は構築物の保繕又は小改修 に係るもの）	250万円以下																			
		150万円以下																			
		100万円以下																			
	労働者派遣契約	2,000万円超																			
		2,000万円以下																			
		1,000万円以下																			
指定管理者に公の施設の管理を行 わせる場合の協定	2,000万円超																				
	2,000万円以下																				
	1,000万円以下																				
委託	工事	3億円以下																			
		2億円以下																			
		1億円以下																			
	工事以外	4,000万円以下																			
		2,000万円以下																			
		1,000万円以下																			
物品の借入れ	管理者が指定するもの以外	4,000万円以下																			
		2,000万円以下																			
		1,000万円以下																			



	管理者が指定するもの	200万円超		○																	1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。 2 「管理者が指定するもの」とは、災害応急に関するもの、単価協定事項並びに地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号及び第4号の規定による契約に基づき提供を受ける物品の借入れをいう。	
		200万円以下						○					○									
		100万円以下											○								○	
不動産の借入れ	管理者が指定するもの以外	500万円以下		○										課長（活用担当）経由副局長に合議すること。								1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。 2 変更については、変更後の賃料の年額または総額に基づく決裁区分によるものとする 3 「管理者が指定するもの」とは、電柱、電話ボックス、上下水道管、ガス管、道路、自動販売機その他これらに類するものの設置のためのもの及び一時的な材料置場等のためのものをいう。
		100万円以下											○									
	管理者が指定するもの	200万円超		○										課長（活用担当）経由副局長に合議すること。								
		200万円以下											○									
		100万円以下											○									○
不動産若しくは地上権、地役権その他これらに準ずる権利の取得又は借地権に係る補償		8,000万円未満		○										課長（活用担当）経由副局長に合議すること。								
負担金、補助金、交付金、奨励金その他これらに類するもの		500万円以下		○										経営企画課長経由副局長に合議すること。								
		300万円以下											○									
		100万円以下											○									○
損害賠償金、示談金又はこれらに類するもの		200万円以下		○										経営企画課長経由副局長に合議すること。								
		10万円以下											○									○
		3万円以下											○									○

(注)

- 1 本表における決裁事項の欄に掲げるもののうち、決裁区分の欄に丸印を付した事項は、同表に定める決裁区分にある者の専決事項とする。
- 2 特定副局長及び副局長共選の欄の適用については、年度ごとに管理者が定める。
- 3 数字は、1件1決裁に係るものをいう。)の金額を示す。
- 4 前借金及び立替金で支出する場合は、別表2-3その他の表の、前借金の項又は立替金の項の決裁区分と重ねて適用する。
- 5 地方自治法、地方公営企業法その他の法令又は条例の規定により議会の議決を要するものには適用しない。
- 6 決裁事項の欄に掲げる事項について設計若しくは仕様の一部を変更し、又は金額を増減するときは、その備前の欄に特別の定めがあるものを除き、変更後の金額に応じた決裁区分を適用する。
- 7 本表における「定例的」とは、定例的経費支出手続要綱（市長部局）における定例的経費を指す。
- 8 本表における「請負（その他）」とは、水道局契約事務取扱規程第11条に該当するものをいう。
- 9 本表における「定額率によるもの」とは、条例や規則等に定められた基準に基づいて行うものをいう。
- 10 本表における「共通物品のうち市長が指定するもの」については、総務事務センター長が別に定める。
- 11 単価協定の品目、金額、契約方法等については、課長（出納・契約担当）が別に定める。
- 12 諸集金又は雑行事の開催に係る経費については、施行決議を受けたものに限る。
- 13 課長共選又は第2類事業所長共選の欄（以下この表において「課長等の欄」という。）の決裁区分で締結した契約について変更を行う場合であって、変更後の契約金額が課長等の欄の決裁区分を超えるものを締結する場合は、当初の契約を締結した際に専決した職の直近上位の職にある者の専決とする。
- 14 課長等には、経営企画課専門役を含む。

令和6年4月30日 神戸市公報第3857号

別表第2  
財務関係事務  
2-2収入決定

決裁事項	専決範囲	決裁区分										合議	特定職	備考		
		特定副局長 (当該区分 の適用につ いては年度 ごとに管理 者が定め る)	副局長共通 (当該区分 の適用につ いては年度 ごとに管理 者が定め る)	副局長	副局長(水 道技術管理 者)	部長共通	特定課長等	課長等共通	第1類事業所 長共通	第2類事業所 長共通						
受託(工事)	3億円以下		○												金額は、見積金額とする。	
	2億円以下															
	1億円以下															
受託(工事以外)	4,000万円以下		○												金額は、見積金額とする。	
	2,000万円以下															
	1,000万円以下															
売却(物品その他)	全て(工水会計に売却する貯蔵品)													配水課長	1 売却には不用品とする決定を含む。 2 金額は、売却見積価格または帳簿価格(未償却額)を示す。 3 不動産(地上権、地役権、その他これらに準ずる権利含む)については、管理者の決裁を受けること。 4 50万円を超えるもの(法令等により金額が定まっているもの及び生産品を除く)については経理契約を要する。	
	4,000万円以下		○												経営企画課長経由副局長に合議すること	
	1,000万円以下														経営企画課長に合議すること	
	500万円以下															
売却(物品その他) (法令等により金額が定まっているもの)	全て															
物品の貸付	200万円超		○												経営企画課長経由副局長に合議すること	1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。 2 この項における決裁区分は、賃料の納期について別段の定めをする場合に準用する。
	200万円以下														経営企画課長に合議すること	
	100万円以下															
不動産の貸付	500万円以下		○												課長(活用担当) 経由副局長に合議すること	1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。 2 決裁区分は、地上権、地役権その他これらに準ずる権利の設定における定期の地代収入の場合に準用する。 3 賃料の減額については、管理者の決裁を受けること。 4 この項における決裁区分は、賃料の納期について別段の定めをする場合に準用する。 5 「管理者が指定するもの」とは、電柱、電話ボックス、上下水道管、ガス管、通路、自動販売機その他これらに類するものの設置のためのもの及び一時的な材料置場等のためのものをいう。
	20万円以下														課長(活用担当) に合議すること。	
不動産の貸付(管理者が指定するもの)	200万円超		○												課長(活用担当) 経由副局長に合議すること	1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。 2 決裁区分は、地上権、地役権その他これらに準ずる権利の設定における定期の地代収入の場合に準用する。 3 賃料の減額については、管理者の決裁を受けること。 4 この項における決裁区分は、賃料の納期について別段の定めをする場合に準用する。 5 「管理者が指定するもの」とは、電柱、電話ボックス、上下水道管、ガス管、通路、自動販売機その他これらに類するものの設置のためのもの及び一時的な材料置場等のためのものをいう。
	200万円以下														課長(活用担当) に合議すること。	
	100万円以下															
寄附の收受(負担付きでないもの)(不動産)	全て		○												課長(活用担当) 経由副局長に合議すること	
寄附の收受(負担付きでないもの)(不動産以外)	500万円以下		○													
	200万円以下															
	100万円以下															
補助金、助成金その他これらに類するもの申請	1,000万円超		○													
	1,000万円以下															
	500万円以下															
預収入金徴収又は過納金の戻出	全て															
各種保証金	全て															

(注)

- 1 本表における決裁事項の欄に掲げるもののうち、決裁区分の欄に丸印を付した事項は、同表に定める決裁区分にある者の専決事項とする。
- 2 特定副局長及び副局長共選の欄の適用については、年度ごとに管理審が定める。
- 3 数字は、1件(1決裁に係るものをいう。)の金額を示す。
- 4 地方自治法、地方公営企業法その他の法令又は条例の規定により議会の議決を要するものには適用しない。
- 5 決裁事項の欄に掲げる事項について設計若しくは仕様の一部を変更し、又は金額を増減するときは、その備考の欄に特別の定めがあるものを除き、変更後の金額に応じた決裁区分を適用する。
- 6 本表における「徴収」とは、「徴収」とは、調査決定、納入通知、督促をいう。
- 7 本表における「諸収入金」とは、使用料(貸付にかかるものは除く)、手数料その他の収入をいう。
- 8 課長共選、第2類事業所長共選の欄(以下この表において「課長等の欄」という。)の決裁区分で締結した契約について変更を行う場合であって、変更後の契約金額が課長等の欄の決裁区分を超えるものを締結する場合は、当初の契約を締結した際に専決した職の直近上位の職にある者の専決とする。
- 9 課長等には、経営企画課専門役を含む。

令和6年4月30日 神戸市公報第3857号

別表第2  
財務関係事務  
2-3その他

決裁事項	専決範囲	決裁区分										合議	特定職	備考			
		特定副局長 (当該区分 の適用につ いては年度 ごとに管理 者が定め る)	副局長共通 (当該区分 の適用につ いては年度 ごとに管理 者が定め る)	副局長	副局長(水 道技術管理 者)	部長共通	特定課長等	課長等共通	第1類事業所長 共通	第2類事業所長 共通							
予備費の使用	1,000万円以下 200万円以下			○													
予算の流用	目		○	○									経営企画課長				
	節							○				○	経営企画課長に合議すること				
予算科目の新設	目			○													
	節												○	経営企画課長			
派替	全て												○				1 工事生産派替など重要なものにあつては、経営企画課長に合議すること。 2 一般会計・企業会計間など、異なる会計官での定例的な負担金及び分担金の収入または支出を含む。
廃業	全て												○				
	全て												○				
物品の借入れ(支出を伴わないもの)	80万円超		○														
	80万円以下												○				金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。
物品の借入れ(支出を伴わないもの)(管理者が指定するもの)	200万円超		○														
	200万円以下											○					1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。 2 「管理者が指定するもの」とは、災害応急に関するもの、単価協定事項並びに地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号及び第4号の規定に基づき提供を受ける物品の借入れをいう。
	100万円以下											○					
物品の貸付(収入を伴わないもの)	200万円超		○														
	200万円以下											○					
	100万円以下											○					金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。
不動産の借入れ(支出を伴わないもの)	全て		○										課長(活用担当) 經由副局長に合議すること。				
不動産の借入れ(支出を伴わないもの)(管理者が指定するもの)	200万円超		○											課長(活用担当) 經由副局長に合議すること。			
	200万円以下											○		課長(活用担当) に合議すること。			
	100万円以下											○					1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。 2 「管理者が指定するもの」とは、電柱、電話ボックス、上下水道管、ガス管、通路、自動販売機その他これらに類するものの設置のためのもの及び一時的な材料置場等のためのものをいう。
不動産の貸付(収入を伴わないもの)	全て		○										課長(活用担当) 經由副局長に合議すること。				管理者の決裁を受けること。

令和6年4月30日 神戸市公報第3857号

不動産の賃付（収入を伴わないもの）（管理者が指定するもの）	200万円超		○							課長（活用担当）經由副局長に合議すること。		1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。 2 「管理者が指定するもの」とは、電柱、電話ボックス、上下水道管、ガス管、通路、自動販売機その他これらに類するものの設置のためのもの及び一時的な材料置場等のためのものをいう。
	200万円以下					○		○		課長（活用担当）に合議すること。		
	100万円以下						○		○			
基金の運用計画に基づく運用	全て							○			経営企画課長	
資金運用のための有価証券の売買	全て							○			経営企画課長	
契約の変更（工期又は納期の延長の決定）	40日を超えるもの		○									変更前の契約が経理契約の場合は、経理契約を要する。
	40日以下							○		○		
共通物品または貯蔵品の払出請求	全て							○		○		1 共通物品については市長部局に払い出し請求するものに限る。 2 「貯蔵品の払い出し請求等」とは、出庫、返納、建て替え、転換をいう。
雑収入金の減免（条例や規程等に定められた基準に基づいて行うものを除く）	全て		○									
雑収入金の減免（条例や規程等に定められた基準に基づいて行うもの）	全て							○		○		
雑収入金の滞納処分	全て		○									
雑収入金の徴収預り若しくはその取消し、徴収の委託又は過誤納整理	全て							○		○		
雑収入金の滞納処分の停止又は不納欠損処分	全て		○									
諸集会又は行事の開催（飲食を伴わないもの）	全て							○		○	経営企画課長に合議すること	1 飲食を伴うものは、原則として禁止する。ただし、やむを得ない場合は、左の基準によることとする。 2 1を適用する場合においては、経営企画課長經由副局長に合議すること。 3 本項は予算の使用を決定する施行決議の項目であり、経費の支出については、個別の決裁事項を適用すること。
諸集会又は行事の開催（飲食を伴うもの）	全て		○								経営企画課長經由副局長に合議すること	1 飲食を伴うものは、原則として禁止する。ただし、やむを得ない場合は、左の基準によることとする。 2 1を適用する場合においては、経営企画課長經由副局長に合議すること。 3 本項は予算の使用を決定する施行決議の項目であり、経費の支出については、個別の決裁事項を適用すること。
前渡金	全て							○		○	経営企画課専門役に合議すること	
立替払金	5万円超		○									
	5万円以下							○		○		
	1万円以下								○	○		
繰入金・預り金	全て							○		○		
適格請求書（インボイス）の発行	全て							○		○		適格請求書（インボイス）の修正、適格返還請求書（返還インボイス）の発行を含む。

(注)

- 1 本表における決裁事項の欄に掲げるものうち、決裁区分の欄に丸印を付した事項は、同表に定める決裁区分にある者の専決事項とする。
- 2 特定副局長又は副局長共通の欄の運用については、年度ごとに管理者が定める。
- 3 数字は、1件(1決裁に係るものをいう。)の金額を示す。
- 4 前渡金の項及び立替払金の項の決裁区分については、支出決定の表の他の決裁区分と重ねて適用する。
- 5 地方自治法、地方公営企業法その他の法令又は条例の規定により議会の議決を要するものには適用しない。
- 6 決裁事項の欄に掲げる事項について設計若しくは仕様の一部を変更し、又は金額を増減するときは、その備考の欄に特別の定めがあるものを除き、変更後の金額に応じた決裁区分を適用する。
- 7 本表における「雑収入金」とは、料金、使用料、手数料その他の収入をいう。
- 8 諸集会又は行事の開催に係る経費については、施行決議を受けたものに限る。
- 9 課長等には、経営企画課専門役を含む。

令和6年4月30日 神戸市公報第3857号

別表第2  
財務関係事務  
2-4契約

決裁事項	区分	専決範囲	決裁区分										特定職	備考		
			特定副局長 (当該区分の 適用について は年度ごとに 管理者が定め る)	副局長共通 (当該区分の 適用について は年度ごとに 管理者が定め る)	副局長	副局長(水道 技術管理者)	部長共通	特定課長等	課長等共通	第1類事業所 長共通	第2類事業所 長共通	合議				
調達	消耗品、印刷製本、原材料、備品その他 (管理者が指定するもの以外)	8,000万円超	○											副局長	160万円を超えるものについては経理契約を要する。	
		8,000万円以下						○						経営企画課専門役		
		160万円以下							○			○				
	消耗品、印刷製本、原材料、備品その他 (管理者が指定するもの)	200万円超		○											「管理者が指定するもの」とは、災害応急に関するもの、単価協定事項など並びに地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号及び第4号の規定による契約に基づく契約をいう。	
		200万円以下					○					○				
		160万円以下							○			○				
	電気料金(電気事業者の定める申込書によるもの以外)	4,000万円超	○											副局長	契約金額が1,000万円を超えるもの(電気事業者の定める申込書による申込の場合を除く)については経理契約を要する。	
		4,000万円以下							○					経営企画課専門役		
		1,000万円以下								○			○			
	電気料金(電気事業者の定める申込書によるもの)、ガス料金、上下水道料金、電気通信料、後納郵便料金、一般使用料等(一般使用料等及び証明書発行等に係る手数料)、保険料	全て														1 電気料金については、入札又は見積合せで不調となり、電気事業者の定める申込書により契約する場合に限る。 2 電気通信料とは、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第5号に規定する電気通信事業者が提供する同条第3号に規定する電気通信役務に関する料金をいう。
		4,000万円超	○											副局長	160万円を超えるものについては経理契約を要する。	
	一般使用料等(電子計算機上で使用するソフトウェアに係るもの)	4,000万円以下												経営企画課専門役		
160万円以下													○			
請負(工事又は製造)		5億円以上	○											副局長	1 単価契約工事(配水管工事、道路掘削跡復旧工事、不凍水せん孔工事、ガス切新及び溶接工事、塗装工事等)の金額は、予定価格を示す。 2 副局長及び経営企画課専門役の決裁区分は、経理契約の場合に適用する。 3 250万円を超えるものについては経理契約を要する。	
		5億円未満											経営企画課専門役			
		250万円以下											○			
請負(その他)	管理者が指定するもの以外	4,000万円超	○											副局長	1 「その他」とは、神戸市水道局契約事務取扱規定(昭和40年5月水規庫第5号)第11条に規定するものをいう。 2 副局長及び経営企画課専門役の決裁区分は、経理契約の場合に適用する。 3 100万円を超えるものについては経理契約を要する。(管理者が指定するもの、建物・設備又は構築物の保繕又は小改修に係るものを除く) 4 「管理者が指定するもの」とは、災害応急に関するもの、単価協定事項など並びに地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号及び第4号の規定による契約に基づき提供を受ける役務の料金をいう。 5 修繕料(建物、設備又は構築物の保繕又は小改修に係るもの)で150万円(副局長共通の区分が適用される場合は250万円)を超えるものは管理者の決裁を受けること。 6 修繕料(建物、設備又は構築物の保繕又は小改修に係るもの)で250万円を超えるものについては経理契約を要する。	
		4,000万円以下												経営企画課専門役		
		100万円以下														
	管理者が指定するもの	200万円超		○												
		200万円以下											○			
		100万円以下											○			
		250万円以下		○												

令和6年4月30日 神戸市公報第3857号

	修繕料（建物、設備又は構築物の保繕又は小改修に係るもの）	150万円以下																				
		100万円以下																				
謝金その他これらに類するもの		500万円以下																				経営企画課長経由副局長に合議すること。
		300万円以下																				経営企画課長に合議すること。
		100万円以下																				
労働者派遣契約		2,000万円超																				金額は見積金額を示す。
		2,000万円以下																				
		1,000万円以下																				
委託	工事	3億円以下																				金額は見積金額を示す。
		2億円以下																				
		1億円以下																				
	工事以外	4,000万円以下																				
		2,000万円以下																				
		1,000万円以下																				
委託	工事	3億円以下																				金額は見積金額を示す。
		2億円以下																				
		1億円以下																				
	工事以外	4,000万円以下																				
		2,000万円以下																				
		1,000万円以下																				
物品の借入れ	管理者が指定するもの以外	4,000万円超																				1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。 2 副局長及び経営企画課専門役の決裁区分は、経理契約の場合に適用する。 3 変更については、変更後の賃料の年額または総額に基づく決裁区分によるものとする。 4 80万円を超えるものについては経理契約を要する。
		4,000万円以下																				
		80万円以下																				
	管理者が指定するもの	200万円超																				
		200万円以下																				
		100万円以下																				
不動産の借入れ	管理者が指定するもの以外	500万円以下																				1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。 2 変更については、変更後の賃料の年額または総額に基づく決裁区分によるものとする。 3 「管理者が指定するもの」とは、電柱、電話ボックス、上下水道管、ガス管、通路、自動販売機その他これらに類するものの設置のためのもの及び一時的な材料置場等のためのものをいう。
		100万円以下																				
	管理者が指定するもの	200万円超																				
		100万円以下																				
物品の貸付		200万円超																				1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。 2 変更については、変更後の賃料の年額または総額に基づく決裁区分によるものとする。
		200万円以下																				
		100万円以下																				

令和6年4月30日 神戸市公報第3857号

不動産の賃付	管理者が指定するもの以外	500万円以下			○							課長（活用担当）経由副局長に合議すること。	1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による 2 決裁区分は、地上権、地役権その他これらに準ずる権利の設定における定期の地代収入の場合に準用する。 3 賃料の減免については、管理者の決裁を受けること。 4 この項における決裁区分は、賃料の納期について別段の定めをする場合に準用する。 5 「管理者が指定するもの」とは、電柱、電話ボックス、上下水道管、ガス管、通路、自動販売機その他これらに類するものの設置のためのもの及び一時的な材料置場等のためのものをいう。		
		200万円以下				○						課長（活用担当）に合議すること。			
	管理者が指定するもの	500万円以下				○								課長（活用担当）経由副局長に合議すること。	
		200万円以下								○		○		課長（活用担当）に合議すること。	
		100万円以下								○		○		課長（活用担当）に合議すること。	
	売却（物品その他）		全て（工水会計に売却する貯蔵品）									○			配水課長
8,000万円以上					○								副局長	1 金額は、売却見込価格または帳簿価格（未償却額）を示す。 2 副局長及び経営企画課専門役の決裁区分は、経理契約の場合に適用する。 3 50万円を超えるものについては経理契約を要する。	
8,000万円未満											○		経営企画課専門役		
50万円以下											○		○		
売却（不動産又は地上権、地役権、その他これらに準ずる権利）	4,000万円以下				○							課長（活用担当）経由副局長に合議すること。			
不動産若しくは地上権、地役権その他これらに準ずる権利の取得又は借地権に係る新償		8,000万円未満			○								副局長	取得の決定については、管理者の決裁を受けること。	
		4,000万円以下													
		2,000万円以下										○			課長（活用担当）
損害賠償金、示談金又はこれらに類するもの		200万円以下				○							経営企画課長経由副局長に合議すること。		
		10万円以下										○			経営企画課長に合議すること。
		3万円以下										○	○		
経理契約の変更契約の締結										○			経営企画課専門役		

(注)

- 1 本表における決裁事項の欄に掲げるもののうち、決裁区分の欄に丸印を付した事項は、同表に定める決裁区分にある者の専決事項とする。
- 2 特定副局長又は副局長共通の欄の適用については、年度ごとに管理者が定める。
- 3 数字は、1件(1決裁に係るものをいう。)の金額を示す。
- 4 地方自治法、地方公営企業法その他の法令又は条例の規定により議会の議決を要するものには適用しない。
- 5 決裁事項の欄に掲げる事項について設計若しくは仕様の一部を変更し、又は金額を増減するときは、その備考の欄に特別の定めがあるものを除き、変更後の金額に応じた決裁区分を適用する。
- 6 本表における「定例的」とは定例的経費支出事務要綱（市長部局）における定例的経費を指す。
- 7 本表における「活負（その他）」とは、水道局契約事務取扱規程第11条に該当するものをいう。
- 8 単価査定品の品目、金額、契約方法等については、課長（出納・契約担当）が別に定める。
- 9 審議会又は議行事の開催に係る経費については、施行決議を受けたものに限る。
- 10 課長共通、第2期事業所長共通の欄（以下この表において「課長等の欄」という。）の決裁区分で締結した契約について変更を行う場合であって、変更後の契約金額が課長等の欄の決裁区分を超えるものを締結する場合は、当初の契約を締結した際に専決した職の直近上位の職にある者の専決とする。
- 11 課長等には、経営企画課専門役を含む。



次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表第3		別表第3	
その他の事務		その他の事務	
区分	決裁事項	区分	決裁事項
[略]	[略]	[略]	[略]
副局長 (水道技術管理者を除く。)	1 水量の認定に関すること。 <u>(条例や規程等に定められた基準に基づいて行うもの以外。)</u>	副局長 (水道技術管理者を除く。)	1 水量の認定に関すること。 <u>(定標準によらないもの。)</u>
	2 神戸市水道条例第7条第1号の水道料金の未納による給水停止のうち <u>特に重要なもの。</u>		2 給水停止に関すること。 <u>と。</u>
	3 神戸市水道条例第7条による給水停止のうち水道料金の未納以外のもの。 <u>の。</u>		
副局長 (水道技術管理)	1 給水装置工事費等資金融資に関すること。	副局長 (水道技術管理)	給水装置工事費等資金融資に関すること。
	2 水道法第23条第1項及		

者)	<u>び第37条前段における給水停止に関すること。</u>	者)	
[略]	[略]	[略]	[略]
営業課長	1 営業に関するシステムに関すること。 2 水道条例等水道事業関係諸条例に係る軽易な事件の調査及び処理に関すること。	営業課長	1 業務統計に関すること。 2 水道条例等水道事業関係諸条例に係る軽易な事件の調査及び処理に関すること。
営業課課長（料金担当）	1 水量の認定に関すること。 <u>（条例や規程等に定められた基準に基づいて行うもの。）</u> 2 神戸市水道条例第7条第1号の水道料金の未納による給水停止に関すること。 <u>（特に重要なものを除く。）</u> 3 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第171条の5に基づく徴収停止及び第171条の6に基づく履行延期の特約等に関すること。	営業課課長（料金担当）	1 水量の認定に関すること。 <u>（定標準によるもの。）</u> 2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第171条の5に基づく徴収停止及び第171条の6に基づく履行延期の特約等に関すること。
[略]	[略]	[略]	[略]
<p>(注) 「条例や規程等」とは、<u>要綱、要領を含む。</u></p>			

附 則

この管理規程は、公布の日から施行し、この管理規程による改正後の別表第2及び別表第3の改正規定は、令和6年4月1日から適用する。

管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月23日

神戸市人事委員会

委員長 芝原貴文

神戸市人事委員会規則第1号

管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

(管理職手当の支給に関する規則の一部改正)

第1条 管理職手当の支給に関する規則(昭和37年7月人委規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表第1				別表第1			
任命権者の組織	職	支給額	支給区分	任命権者の組織	職	支給額	支給区分
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
市長	[略]	[略]	[略]	市長	[略]	[略]	[略]

[略]	[略]	[略]	[略]
地域協働局	男女共同参画センター所長	乙 3種	
	消費生活センター所長	丙 1種	
[略]	[略]	[略]	[略]
都市局	都心再整備本部長	甲 1種	
	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
備考 [略]			

[略]	[略]	[略]	[略]
地域協働局	男女共同参画センター所長、消費生活センター所長	丙 1種	
[略]	[略]	[略]	[略]
都市局	都心再整備本部長	甲 2種	
	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
備考 [略]			

附 則

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

人事委員会委員長及び事務局長等専決規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年4月30日

神戸市人事委員会事務局

委員長 芝原 貴文

神戸市人事委員会訓令甲第1号

神戸市人事委員会訓令甲第1号

人事委員会委員長及び事務局長等専決規程の一部を改正する規程

人事委員会委員長及び事務局長等専決規程（昭和49年6月20日人委訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1)改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2)改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3)改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>第1条、第2条 [略]</p> <p>（事務局長の専決事項）</p> <p>第3条 事務局長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(19) [略]</p> <p><u>(20) 職員の任用に関する規則（平成28年4月人委規則第1号。以下「任用規則」という。）第10条第1項に規定する人事委員会以外の試験機関（第19条第3項において同規定を準用する場合においては選考機関）の実施する採用試験（選考）にかか</u></p>	<p>第1条、第2条 [略]</p> <p>（事務局長の専決事項）</p> <p>第3条 事務局長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(19) [略]</p>

<p><u>る協議及び報告、ならびに任用規則</u> <u>第13条に規定する承認に関するこ</u> <u>と。</u></p> <p><u>(21)～(38)</u> [略]</p>	<p><u>(20)～(37)</u> [略]</p>
--	-----------------------------

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。